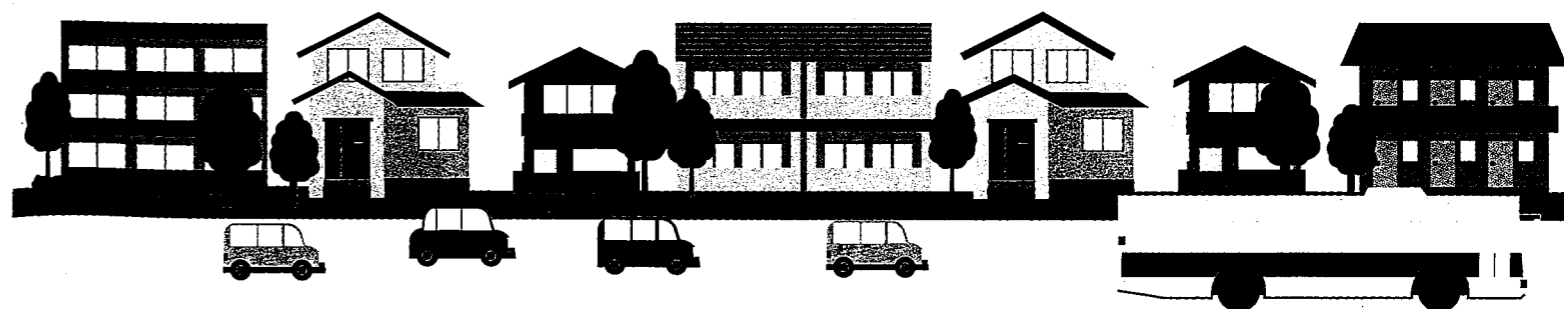
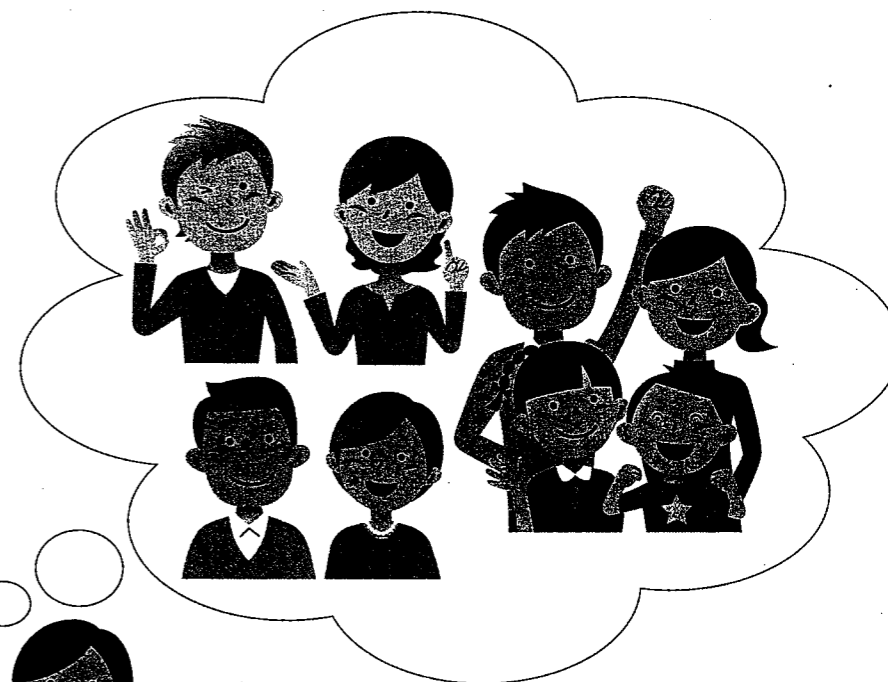


都内の居住支援協議会の連絡先など

<p><b>千代田区居住支援協議会</b> (事務局)千代田区保険福祉部福祉総務課 03-5211-4210</p>	<p><b>新宿区居住支援協議会</b> (事務局)新宿区都市計画部住宅課 03-5273-3567</p>	<p><b>文京区居住支援協議会</b> (事務局)文京区福祉部福祉政策課 03-5803-1220</p>
<p><b>台東区居住支援協議会</b> (事務局)台東区都市づくり部住宅課 03-5246-1468</p>	<p><b>江東区居住支援協議会</b> (事務局)江東区都市整備部住宅課 03-3647-9473</p>	<p><b>品川区居住支援協議会</b> (事務局)品川区都市環境部住宅課 03-5742-6777</p>
<p><b>大田区居住支援協議会</b> (事務局)大田区まちづくり推進部建築調整課 03-5744-1416</p>	<p><b>世田谷区居住支援協議会</b> (事務局)世田谷区都市整備政策部 居住支援課 03-5432-2505</p>	<p><b>杉並区居住支援協議会</b> (事務局)杉並区都市整備部住宅課 03-5307-0661</p>
<p><b>豊島区居住支援協議会</b> (事務局)NPO法人としまNPO推進協議会、 ㈱住宅・都市問題研究所、 豊島区都市整備部住宅課 03-3981-2655 ※豊島区都市整備部住宅課</p>	<p><b>北区居住支援協議会</b> (事務局)北区まちづくり部住宅課 03-3908-9201</p>	<p><b>板橋区居住支援協議会</b> (事務局)板橋区都市整備部住宅政策課 03-3579-2186</p>
<p><b>練馬区居住支援協議会</b> (事務局)練馬区都市整備部住宅課 03-5984-1289</p>	<p><b>足立区居住支援協議会</b> (事務局)足立区建築室住宅課 03-3880-5963</p>	<p><b>葛飾区居住支援協議会</b> (事務局)葛飾区都市整備部住環境整備課 03-5654-8353</p>
<p><b>江戸川区居住支援協議会</b> (事務局)江戸川区都市開発部住宅課 03-5662-6387</p>	<p><b>八王子市居住支援協議会</b> (事務局)八王子市まちなみ整備部住宅政策課 042-620-7260</p>	<p><b>府中市居住支援協議会</b> (事務局)府中市都市整備部住宅課 042-335-4458</p>
<p><b>調布市居住支援協議会</b> (事務局)調布市都市整備部住宅課 042-481-7141</p>	<p><b>町田市居住支援協議会</b> (事務局)町田市都市づくり部住宅課 042-724-4269</p>	<p><b>日野市居住支援協議会</b> (事務局)日野市まちづくり部都市計画課 042-514-8371</p>
<p><b>狛江市居住支援協議会</b> (事務局)狛江市都市建設部まちづくり推進課 03-3430-1359</p>	<p><b>多摩市住替え・居住支援協議会</b> (事務局)多摩市都市整備部都市計画課 042-338-6817</p>	<p><b>西東京市居住支援協議会</b> (事務局)西東京市まちづくり部住宅課 042-438-4052</p>
<p><b>東京都居住支援協議会</b> (事務局)東京都住宅政策本部 住宅企画部企画経理課 03-5320-4932</p>		

令和2年度版  
住宅セーフティネット法に基づく  
**居住支援協議会**  
について



※本パンフレットに掲載されている内容は、令和2年12月現在のものですので、最新の情報については、それぞれの制度等のHPなどをご確認ください

東京都居住支援協議会

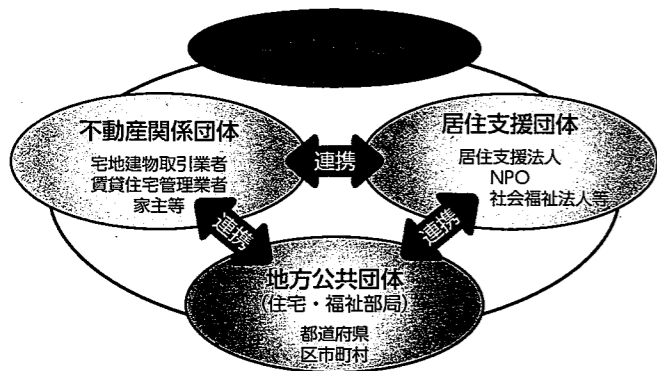
# 居住支援協議会ってどんなもの？

## 居住支援協議会とは・・・

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織です。

居住支援に関する情報を関係者間で共有し、密接な連携の上で、必要な支援策について協議することで、行政だけでは解決できなかった課題が、地域の団体と行政との協働による取組で解決されることが期待されます。

居住支援協議会については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）第51条に規定されています。



住宅確保要配慮者に必要な支援を協議・実施

住宅マスタープラン

生活の基盤である“住まい”って大事だよな。(持ち家でも、賃貸住宅でも...)

みんなが、それぞれのニーズに応じた“住まい”を確保できることが大切なんですよ。

①

でも...民間の賃貸住宅では、さまざまな理由で、入居が困難な人たちがいるの。

例えば...

②

《高齢の単身者》  
(例：孤立死、火事トラブル等の不安など)

③

貸してあげたいんだけど... どうしようかな...

民間賃貸住宅のオーナーさん

《求職中の単身者》(例：家賃滞納等の不安など)

今日も、ハローワークへ通うぞ!

④

《子育て世帯》  
(例：近隣への騒音や振動によるトラブル等の不安など)

⑤

このような、高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者など、住宅の確保に特に配慮が必要な方々を、“住宅確保要配慮者”と言うのよ。

うーん。

「じゅーたくかくほよーはいりょしゃ」...むずかしい...

⑥

この“住宅確保要配慮者”が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、みんなで情報交換や協議などをしながら、様々な活動を行っていくのが、“居住支援協議会”なのよ

行政、不動産関係団体、NPO... いろんな分野の人たちが集まって、みんなで考えるんですね。

⑦

“居住支援協議会”は左の頁にあるような関係団体によって組織されるの。どんな活動を行うかは、みんなで話し合っ、決めるのよ。

例えば、相談窓口を設けたり、住宅情報を提供したり、住民への広報活動を行ったり、また、空き家の利活用や入居支援と生活支援を一体化した居住支援の取組をみんなで協力して実施することなども考えられるわね。

住宅相談の実施

セミナーの開催

空き家改修

入居のあっせん

⑧

そして、東京都では、今、都と24の区市に“居住支援協議会”があるけど、これからもっと増やしていこうとしているのよ。

東京都と区市町村、それぞれに“居住支援協議会”ができると、お互いの役割がはっきりしないですね...

大丈夫！このように考えてるわ。

⑨

**東京都居住支援協議会**

広域的な立場として、区市町村による協議会の設立促進・活動支援や、広く都民への啓発活動などを実施

**区市町村の居住支援協議会**

地域の実情に応じて、住宅確保要配慮者への支援に係る具体的な取組を実施

設立促進・活動支援

都と区の居住支援協議会が適切に役割分担して、住宅確保要配慮者の居住の安定を図るんですね。

そのとおりね。それでは、次のページ以降で、もっと理解を深めましょう！

⑪

# 居住支援協議会における取組の方向性

区市町村の居住支援協議会の設立や活動内容としては、次の5つが考えられます。

## ①協議会の体制づくり

居住支援協議会は、多様な主体が連携し、活動する組織です。地域の実情を踏まえて、協議会の活動内容を定め、それに応じた体制を構築することが求められます。

## ②関係者への理解促進

住宅確保要配慮者が円滑に入居できるようになるには、家主や不動産店、地域等に対して理解を促進し、協力体制を構築することが不可欠です。

## ③相談窓口の開設

住宅確保要配慮者の特性に応じて、居住支援は大きく異なります。相談窓口では必要な情報を一元的に提供できる体制が求められます。

## ④住宅確保と情報提供

地域の家主や不動産店の協力を得て、住宅確保要配慮者が入居を拒まれない住宅を確保することと、住宅情報をきめ細かく提供していくことが求められます。

## ⑤居住支援サービス

円滑な入居を行うためには、入居時における家賃債務保証や保証人の確保等の入居支援だけでなく、入居後の見守りなどを行う生活支援などの担い手を確保することも欠かせません。

# 住宅確保要配慮者の居住支援に必要なサービスのイメージ

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への居住に当たっては、それぞれの課題や支援ニーズに応じた居住支援を行う必要があります。また、居住支援は入居時だけでなく、入居中や退去時の支援サービスも整えていくことが必要となります。

	民間賃貸住宅への入居における課題		住宅確保要配慮者の居住支援に必要なサービスイメージ
	住宅確保要配慮者	賃貸人	
↓	適当な住宅が見つからない	賃借人が見つからない(空家)	①住宅確保要配慮者に対する分かりやすく一元的な情報提供 【内容】入居・住替えが可能な住宅(協力している不動産関係団体(協力店)、利用可能なサービス(居住支援団体)、雇用・福祉関連施策) 【提供方法】HP、相談窓口、相談会等 ②契約サポートサービスの提供(契約締結時の立会い、生活ルール等の説明) ③家主・協力店・居住支援団体向け研修 ④相談員の人材育成
	属性による入居制限		
	住宅規模のミスマッチ(高齢者、子育て世帯等)		
	契約手続が複雑		
↓	保証人等の確保が困難	入居後の家賃滞納等トラブルを懸念	①家賃債務保証への支援(利用可能な家賃債務保証の情報提供、保証料への助成等) ②緊急連絡先の提供
	家賃滞納による明渡し	家賃滞納	①生活保護(住宅扶助)の代理納付(福祉事務所が家主等に家賃(共益費を含む)を納付) ②公的賃貸住宅のあっせん(管理者との調整、地域住宅協議会との連携等)
	管理に対する不満	トラブル発生(近隣トラブル、病気、死亡等)	
突然の体調変化等への不安		①トラブル防止・対応マニュアルの作成・周知 ②賃貸人・賃借人の双方に対する電話相談、トラブル等の緊急時対応サービス等の提供 ③見守り、生活相談等サービスの提供 ④家主等向け研修、相談員の人材育成(再掲)	
↓	孤立死に対する不安	原状回復を巡るトラブル	①原状回復ルールの明確化、周知 ②第三者による入退去時の立会い、査定 ③家主等向け研修、相談員の人材育成(再掲) ④家財・残置物の整理、葬儀代行等のサービスの提供
		身寄りがない場合の対応への懸念(家財・残置物の整理、葬儀等)	

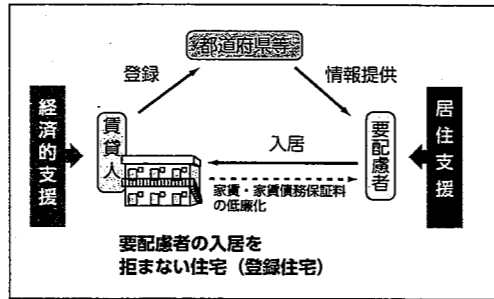
# 住宅確保要配慮者に対する施策

## ● 住宅セーフティネット制度の概要<国（国土交通省）>

セーフティネット住宅とは、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅のことをいいます。セーフティネット住宅に関する主な取組は、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援、から成り立っています。

### ① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

- 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録
  - ・登録基準 耐震性能、一定の面積等
  - ※共同居住型住宅（いわゆるシェアハウス）の面積等の基準も策定
- 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督
- 都道府県・市区町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定



### ② 登録住宅の改修や入居者への経済的支援

- 国と地方公共団体による改修費への補助（一定期間、国の直接補助あり）
  - 補助対象工事：バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
  - 補助率：補助金（制度の立上り期）の場合：国1/3（国の直接補助）
  - 交付金の場合：国1/3+地方1/3（地方公共団体が実施する場合の間接補助）
  - 入居者要件等：入居者収入及び家賃水準（特に補助金の場合）について一定要件あり
- 国と地方公共団体による家賃・家賃債務保証料の低廉化への補助
  - 補助対象：①家賃低廉化に要する費用 ②入居時の家賃債務保証料
  - 補助率：国1/2+地方1/2（地方が実施する場合の間接補助）
  - 入居要件等：入居者収入及び補助期間について一定要件あり
- 住宅金融支援機構による改修費への融資等

### ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

- 都道府県による居住支援法人の指定
  - ・都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定
- 居住支援法人や居住支援協議会による居住支援活動の充実
  - ・登録住宅等情報提供・入居相談
- 生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付の推進
  - 代理納付とは：本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと
- 適正に家賃債務保証を行う事業者の登録制度
  - ・一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録
- 居住支援活動に対する補助
  - ・居住支援協議会等の活動支援等が補助対象

「新たな住宅セーフティネット制度 国土交通省住宅局（令和2年3月）」を基に作成

## ● 住宅セーフティネット制度に関する東京都の取組

東京都は、セーフティネット住宅に「東京ささエール住宅」と愛称をつけ、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度における登録住宅の面積基準を緩和（既存住宅を活用する場合）、②住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の改修等に係る貸主等への補助を行う区市町村に対する財政支援、③居住支援法人の指定に取り組んでいます。

### ① 登録住宅の面積基準の緩和

「東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（平成30年3月）」において、登録住宅の面積基準の緩和を定めています。（いずれも既存在宅の場合）

- 着工年度別に各戸の床面積の基準（25㎡以上）を緩和
  - ・平成7年度までに着工：15㎡以上 ・平成8～17年度に着工：17㎡以上 ・平成18年度以降に着工：20㎡以上
- 台所、収納又は浴室が共用である場合、各戸の床面積の基準（18㎡以上）を13㎡以上に緩和
- シェアハウスの場合
  - ・専用居室面積（9㎡以上）を7㎡以上に緩和
  - ・住宅全体の面積について、 $(15㎡ \times \text{居住人数} + 10㎡)$  以上を、 $(13㎡ \times \text{居住人数} + 10㎡)$  以上に緩和

### ② 区市町村に対する財政支援

- 改修費への補助
  - ・区市町村が行う貸主等に対する改修費補助について、地方公共団体負担分の1/2を補助
  - ・高齢者・障害者の専用住宅として改修する場合、改修費に係る補助を上乗せ（令和3年度まで）

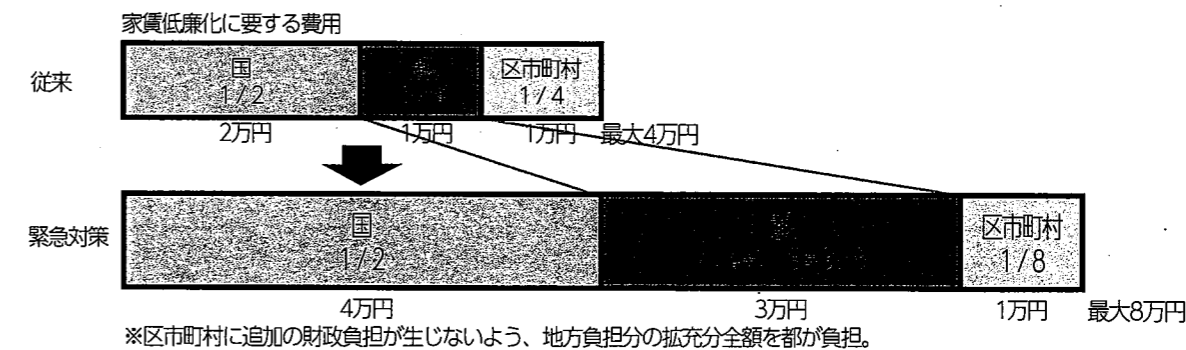
【都の補助制度】  
(原則)

国	区市町村	貸主
1/3	1/6	1/3

(高齢・障害者の専用住宅)

国	区市町村	貸主
1/3	1/6	1/6

- 家賃・家賃債務保証料低廉化への補助
  - ・区市町村が行う貸主等に対する家賃・家賃債務保証料の低廉化への補助について、地方公共団体負担分の1/2を補助。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に収入が減少した住宅確保要配慮者を支援するため、令和3年度まで国と地方を合わせ、月額最大8万円に限度額を拡充（時限措置）。



■低廉化補助（家賃・家賃債務保証料）合算限度額に係る超過分への補助

①家賃低廉化補助、②家賃債務保証料低廉化補助を併用する場合、それぞれの補助限度額まで利用できるよう①及び②の併用可能な限度額を超過する部分について、都と区市町村が1/2ずつ補助

【補助限度額（現行）】

① 国費限度額 24万円/戸・年 ※2万円/戸・月×12か月  
+ ② 国費限度額 3万円/戸・年

国費限度額の合計 27万円/戸・年 > **24万円/戸・年（併用可能な限度額）**

⇒併用可能な限度額を超過する分（最大3万円）について、都と区市町村が1/2ずつ補助

■少額短期保険等保険料への補助

入居者の死亡に伴い、セーフティネット住宅等の貸主が被る損失（①残存家財整理費用、②居室内修繕費用、③空き家となったことによる逸失家賃の少なくともいずれか1種）を補償する少額短期保険等保険料について、地方公共団体負担分の1/2を補助

【都の補助制度】

	区市町村 1/2	貸主 ※ <sup>2</sup>
--	-------------	----------------------

※<sup>1</sup> 補助限度額 3,000円/年・戸

※<sup>2</sup> 6,000円/年・戸を超える部分



③ 東京都独自の補助制度



■見守り機器設置費等への補助

高齢者を受け入れるセーフティネット住宅に、貸主が一定の機能を有する見守り機器を取り付けた場合、その購入費及び取付費の1/2を補助（上限1戸当たり3万円）

■登録協力補助（登録協力報奨金）

不動産事業者から貸主への働きかけにより、空き家等が専用住宅に新たに登録された場合、当該貸主及び事業者それぞれ1戸当たり5万円の報奨金を交付

■安心居住パッケージ事業

居住支援法人等を中心に居住支援に関わる団体や事業者間のネットワークの強化を図るとともに、要配慮者の属性や状況に応じた、居住支援サービスの提供にかかる経費を補助



④ 居住支援法人の指定



■「東京都住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準」を策定

- ・居住支援業務に関する法人の活動実績として概ね1年以上、適切に実施していること
- ・担当する役員及び職員の支援業務従事歴において、支援業務従事暦が1年以上あることなど
- ・令和2年12月末日現在、34法人を指定

■指定した居住支援法人については、原則として、東京都居住支援協議会の構成員とし、区市町村や不動産団体等との連携により、登録住宅における居住支援の強化を図っています。

● 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

手続は原則として電子申請で、登録申請手数料は無料です。登録基準や手続方法など詳しくは、東京都住宅政策本部ホームページをご確認ください。

URL : [http://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.jp/juutaku\\_seisaku/chintaitorokuseido.html](http://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/chintaitorokuseido.html)

また、登録された物件の情報は、セーフティネット住宅情報提供システムでご覧いただけます。

URL : <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/>

東京都居住支援協議会（平成26年6月設立）

住宅確保要配慮者に対して、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うためには、区市町村が居住支援協議会を設立し、取り組むことが重要です。

東京都居住支援協議会は平成26年度に設立され、下記の取組を実施し、区市町村居住支援協議会の設立・活動を支援しています。

- ・区市町村に向けたセミナーの開催  
他の居住支援協議会の取組事例など、協議会設立の参考となる情報の提供
- ・不動産団体・居住支援団体に向けたセミナーの開催  
学識経験者の講演、居住支援を行う団体の活動内容の紹介など、地域での居住支援に資する情報の提供
- ・居住支援協議会の紹介リーフレットの作成・配布  
都内居住支援協議会・居住支援法人の活動内容や居住支援に関わる事業の紹介

こうした取組を通じて、2025年度までに都内の区市49団体の2/3以上で居住支援協議会が設立されることを目指しています。

東京都居住支援協議会構成員

- |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (公社) 東京都宅地建物取引業協会             | (社福) 東京都社会福祉協議会               |
| (公社) 全日本不動産協会東京都本部            | (公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター        |
| (公社) 東京共同住宅協会                 | (独法) 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部         |
| (NPO) 日本地主家主協会                | 東京都住宅供給公社                     |
| (公財) 日本賃貸住宅管理協会※ <sup>1</sup> | 東京都（住宅政策本部、福祉保健局）             |
| (一財) 高齢者住宅財団                  | 東京都の指定する居住支援法人 ※ <sup>2</sup> |

※<sup>1</sup>公益財団法人日本賃貸住宅管理協会は、平成31年3月7日付で居住支援法人として東京都に指定された。同協会のこれまでの活動実績等を鑑み、令和元年6月24日、令和元年度東京都居住支援協議会総会にて、同協会を、東京都居住支援協議会則第4条に定める「賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う者で構成する団体」として取扱うこととした。

※<sup>2</sup> 東京都の指定する居住支援法人

- |                               |                                |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 1 ホームネット(株)                   | 18 (一社)住まい生活支援協会               |
| 2 (NPO)市民福祉団体全国協議会            | 19 メイクホーム(株)                   |
| 3 (NPO)リトルワンズ                 | 20 (株)KURASHI                  |
| 4 (社福)悠々会                     | 21 (NPO)介護者サポートネットワークセンター・アラジン |
| 5 (NPO)ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン | 22 (一社)くらしサポート・ウイズ             |
| 6 (株)ケアプロデュース                 | 23 (NPO)東京こうでねいと               |
| 7 (一社)ささえの手                   | 24 (株)エイブレイス                   |
| 8 企業組合労協センター事業団               | 25 (株)C a s a                  |
| 9 (NPO)コレクティブハウジング社           | 26 ベスト・レギュレーション(株)             |
| 10 (株)こたつ生活介護                 | 27 (NPO)豊島子どもWAKUWAKUネットワーク    |
| 11 (NPO)せたがや福祉サポートセンター        | 28 (一社)包括あんしん協会                |
| 12 (株)テップル                    | 29 (一社)ウイズタイムハウス               |
| 13 生活クラブ生活協同組合                | 30 (一社)コミュニティネットワーク協会          |
| 14 (一社)ビーンズ                   | 31 (有)アシスト                     |
| 15 (NPO)東京ソテリア                | 32 (NPO)エヌフィット                 |
| 16 (公財)日本賃貸住宅管理協会             | 33 (株)陽徳不動産                    |
| 17 (一社)家財整理相談窓口               | 34 (株)ヒューライフコーポレーション           |

※法人の詳細については、次ページ以降を参照してください。

令和2年12月末時点



## 1 ホームネット株式会社

- 法人指定 : 2018年5月
- 事務所所在地 : 東京都新宿区
- 居住支援業務開始年 : 1991年
- 連絡先 : 03 (5285) 4538
- 対象エリア : 東京都全域

設立時より提携事業者と共に、主に高齢者等を24時間体制で生活支援を行う「緊急通報サービス」を提供しています。2015年に、単身高齢者の入居リスクである孤独死対策として「電話による安否確認」と「死亡時の費用補償」をセットにしたサービス『見まもっ TELプラス』をリリースし、高齢者の入居受け入れに伴う貸主・管理会社のリスクを軽減することで、入居促進につなげています。入居相談は、同サービス取扱い不動産店と連携することで、対応可能な不動産店と相談者をマッチングするかたちで実施しています。また、他居住支援法人にも同サービスを安否確認業務負担の低減や、安否確認頻度・効率の向上のために活用いただいています。

## 2 NPO法人 市民福祉団体全国協議会

- 法人指定 : 2018年5月
- 事務所所在地 : 東京都港区
- 居住支援業務開始年 : 2017年
- 連絡先 : 03 (6809) 1906
- 対象エリア : 大田区

市民協は、全国の介護・福祉系のNPO法人や団体をネットワークしている中間支援団体です。高齢者、低額所得者、障がい者、ひとり親世帯など「住宅確保に特に配慮を要する方」の住宅確保に関するニーズは高いのに、住宅確保の困難事例が多くあります。生活の基盤である住宅確保に向けて、要生活配慮者の方に寄り添いながら、住宅確保に向けたお手伝いを行っています。

## 3 NPO法人 リトルハウス

- 法人指定 : 2018年5月
- 事務所所在地 : 東京都杉並区
- 居住支援業務開始年 : 2012年
- 連絡先 : 03 (5335) 7285
- 対象エリア : 東京都全域

母子家庭に特化した住宅支援を行っています。シェアハウス、マンション、一軒家など、200家族以上のご家族をマッチング（2020年12月現在）。お母さんとお子さんに安心できる住宅と支援を、オーナーさんとお子さんに安心できる住宅と支援を、オーナーさんには安心できる住まい手をご提案しています。住まい探しから、入居後の生活支援、お仕事のご案内、お子様の学習、毎月のイベントなど母子家庭に近い団体だからこそ出来るオーダーメイドの支援です。

## 4 社会福祉法人 悠々会

- 法人指定 : 2018年6月
- 事務所所在地 : 東京都町田市
- 居住支援業務開始年 : 2005年
- 連絡先 : 042 (737) 7288
- 対象エリア : 町田市

住む場所にお困りの方、今すぐご相談ください。予算に応じた住みたいお部屋を悠々会が借り上げ、低廉な家賃でお貸しします。  
 〈あんしん住宅の特長〉・保証人や緊急連絡先がない方でも賃貸契約が可能です。  
 ・24時間見守りシステムを設置し、緊急時にはご自宅に駆け付けます。  
 ・自動消火器を設置し、出火時には、初期消火に努めます。・買い物や通院、外出を支援します。  
 ・日常生活の不便解消や終活に至るまで安心してご利用いただけるサービスを提供します。

## 5 NPO法人 ハビタッド・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

- 法人指定 : 2018年6月
- 事務所所在地 : 東京都新宿区
- 居住支援業務開始年 : 2016年
- 連絡先 : 03 (6709) 8784
- 対象エリア : 新宿区を中心とする23区

「今ある住まいを守る」・「新しい住まいにつなぐ」を活動の柱に、「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界」の実現を目指して支援に取り組んでいます。  
 「今ある住まいを守る」活動では、高齢の方や障がいをお持ちの方、またひとり親世帯などで、ご自身では片付けが困難な方のお宅にボランティアとともに訪問し、清掃や片付け、簡単な修繕などを行っています。  
 「新しい住まいにつなぐ」活動では、新しい住まい探しに困難を抱える方の相談を受け、情報の提供や必要に応じて不動産店等への同行を行っています。

## 6 株式会社ケアプロデュース

- 法人指定 : 2018年6月
- 事務所所在地 : 東京都世田谷区
- 居住支援業務開始年 : 2016年
- 連絡先 : 03 (5491) 5005
- 対象エリア : 東京都23区
- 居住支援専用連絡先 : 03 (6453) 4195

お元気な方から介護が必要な方までの入居相談を受け、高齢者住宅、サービス付き高齢者向け住宅、老人ホームの紹介、あっせん、情報提供を16年、延べ40,000人以上の方の相談を受けて来ました。様々な相談を受ける中、近年、所得の低い方、身寄りがいない方などの相談が増えてきており、その方に合った住まい探しの必要性を感じ、今日までの幅広いネットワークや相談経験をもとに、居住支援活動に生かしたいと考えております。また、生活支援サービスとして、見守り電気駆付け家族代わりサポートを推進し、一人暮らしでも安心して生活できるようサポートしています。

## 7 一般社団法人 ささえる手

- 法人指定 : 2018年6月
- 事務所所在地 : 東京都練馬区
- 居住支援業務開始年 : 2016年
- 連絡先 : 03 (6904) 4502
- 対象エリア : 練馬区、西東京市

私共ささえる手は、これまで主に支援対象としてきた障害を抱える方に加え、これからの未来を担う若い世代の方を主なターゲットとして居住支援を行います。年度内にグループ会社にて不動産会社を立ち上げる予定にもなっており、就労斡旋など生活全般のフォローをさせていただきます。相談に関してはどちらにお住まいの方に関しましてもお受けしておりますので遠慮なくご連絡ください。

## 8 企業組合労働センター事業団

- 法人指定 : 2018年6月
- 事務所所在地 : 東京都豊島区
- 居住支援業務開始年 : 2003年
- 連絡先 : 03 (6907) 8030
- 対象エリア : 新宿区、墨田区、豊島区、板橋区(準備中)、杉並区、練馬区

働く者の協同組合として、高齢者や障害者等の生活支援や就労支援を行ってきました。居住支援法人としてはたらくことについての相談も行っています。地域での生活には住まいの確保と同時に地域の見守りや支え合いのしくみが必要です。私たちは、地域で支え合う仕組みづくりを通じて、みんなで協同し、「ともに生き、ともに働く」地域づくりを目指していきます。

## 9 NPO法人 コレクティブハウジング社

- 法人指定 : 2018年6月
- 事務所所在地 : 東京都町田市
- 居住支援業務開始年 : 2003年
- 連絡先 : 080 (6660) 1143
- 対象エリア : 東京都全域
- 居住支援専用連絡先 : 080 (9349) 4004

私たちは、本人が必要とするつながりやネットワークを持つ、孤立しない暮らしのできる住まい・環境づくりが重要だと考えています。そのため、個々の相談者がお持ちの課題とニーズを共に整理することで、その方が望む暮らしにできるだけ近づけるような住まい探いをサポートしたいと考えています。  
 居住支援としては、①多様なニーズの方の自主運営型コレクティブハウス（民間事業者）への入居コーディネート  
 ②他団体が行っているつながりを持つ住まいの情報を提供と団体への橋渡し③上記のことに理解のある事業主・不動産業者、他の居住支援法人などの物件紹介④住まいを得るために必要な行政手続きのサポート、を行います。

## 10 株式会社こたつ生活介護

- 法人指定 : 2018年6月
- 事務所所在地 : 東京都立川市
- 居住支援業務開始年 : 2017年
- 連絡先 : 042 (519) 8388
- 対象エリア : 立川市、武蔵村山市、昭島市

私たちは、立川市、昭島市にて、高齢者サービス事業所及びケアマネ事業所を地域に根差し運営している法人です。また、住まいの相談窓口として「高齢者住まい相談室こたつ」を開設し、入居前の支援、入居中の支援、死亡・退去時の支援を一体的に提供します。  
 相談員は、全員、「一般社団法人高齢者住まいアドバイザー協会」の検定試験に合格したアドバイザーがひとりひとりに寄り添い対応します。当法人は、宅地建物取引業者でもあり、地域の不動産店との連携で、より円滑な入居支援サービスを提供しています。  
 現在、立川市の住宅部局と福祉部局をはじめ、社協や地域包括、弁護士などの士業の方、家賃債務保証会社、少額短期保険会社、立川市葬祭協会、民生委員等と共に居住支援を考える懇談会等議論を深めながら立川市居住支援協議会設立に向け、協働体制づくりに取り組んでいます。

### 11 NPO法人 せたがや福祉サポートセンター

- 法人指定 : 2018年7月
- 事務所所在地 : 東京都世田谷区
- 居住支援業務開始年 : 2008年
- 連絡先 : 03 (6379) 1300
- 対象エリア : 世田谷区、近隣区

2000年にNPO法人となり、市民によるささえあいのまちづくりを目指して、「世田谷たすけあいネット」を2004年から開始しています。高齢者、障害者等の生活弱者（困っている人、支援を必要とする人）を支える地域の仕組みは、まだ足りません。居住支援制度をきっかけに更なる動きが広がることを期待しています。

### 12 株式会社テップル

- 法人指定 : 2018年9月
- 事務所所在地 : 東京都練馬区
- 居住支援業務開始年 : 2015年
- 連絡先 : 03 (5848) 2877
- 対象エリア : 練馬区、板橋区、中野区、杉並区、武蔵野市

弊社は、不動産業とリフォーム業を行っており、高齢者・障害者・子育て者・外国人等の住居確保に困窮している現状をサポートさせて頂いております。  
賃貸オーナー様や地域の皆様と協力体制を整え、練馬駅直ぐに『居住支援の相談窓口』を開設し、入居相談・支援を行っています。

### 13 生活クラブ生活協同組合

- 法人指定 : 2018年9月
- 事務所所在地 : 東京都世田谷区
- 居住支援業務開始年 : 1991年
- 連絡先 : 03 (6388) 9543
- 対象エリア : 主として世田谷区

住まいの問題は、最も基本的な問題です。当生協は、家計相談・サービス付き高齢者住宅などの福祉事業及び増改築改修工事・片づけなどの住宅事業に取り組んでいます。空き家・空き室の活用を考えている方、低額所得者の方・高齢者の方・子育て中の方など住まいにお困り方、皆さんの住まいの問題を共に考え解決していきたいと考えています。

### 14 一般社団法人 ヒーンズ

- 法人指定 : 2018年11月
- 事務所所在地 : 東京都渋谷区
- 居住支援業務開始年 : 2017年
- 連絡先 : 03 (6300) 5561
- 対象エリア : 渋谷区、千代田区

当法人では、これまで渋谷区・千代田区に拠点を構え精神障がい者の就労と生活の自立を支援する福祉事業を運営してきました。居住支援の活動を通じ「障害のある方が、住みたい場所で自立した暮らしを行えるようにすること」を目指し、都心部でマンションを借りて生活することの支援を行っています。

### 15 NPO法人 東京ソテリア

- 法人指定 : 2018年12月
- 事務所所在地 : 東京都江戸川区
- 居住支援業務開始年 : 2016年
- 連絡先 : 03 (5879) 4970
- 対象エリア : 江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区及び近隣区

主に精神障害の方を対象に支援をおこなっているNPO法人です。  
これまでの居住支援のノウハウを生かし、どなたでも地域で当たり前暮らしのできる社会づくりに貢献をしたいと思っております。行政と連携をし、地域の中で活動を展開していきます。  
特に福祉サービスとの手配や連携、引っ越し前後には一人一人に寄り添ったお手伝いをさせていただきます。引っ越し後の定着支援までの一連の作業の中で、今後住まう地域での暮らしに希望を見出せるような支援をしていきます。

### 16 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

- 法人指定 : 2019年3月
- 事務所所在地 : 東京都千代田区
- 居住支援業務開始年 : 2019年
- 連絡先 : 03 (6265) 1555
- 対象エリア : 東京都全域
- 居住支援専用連絡先 : 03 (6265) 1554

当協会は「居住者に安全・安心・快適な住環境の提供」、「所有者の資産価値の維持・向上」、「管理者（賃貸住宅管理業者）の社会的役割・地位の確立」を目的に掲げ、賃貸住宅市場の整備・発展を図り、豊かな国民生活の実現を目指して活動しています。協会が有する賃貸管理に係る知見やノウハウを基に、入居前や入居中における住まいのお困りごとの相談対応等、支援を行っています。

### 17 一般社団法人 家財整理相談窓口

- 法人指定 : 2019年3月
- 事務所所在地 : 東京都新宿区
- 居住支援業務開始年 : 2018年
- 連絡先 : 03 (5287) 4387
- 対象エリア : 東京都全域

2015年に、家財整理業界の健全な発展と品質向上のための支援をするために設立した法人で、2018年9月より居住支援の活動を開始しました。  
高齢者や障がい者などの方々に対し、住まい探しや見守り支援の他、住み替えや退去に伴う家財整理、あるいは家財などが放置されたまま活用されていない家屋・部屋等に残された家財の整理や片付けについてご相談を受け、適切にアドバイスをさせて頂いております。家財整理や片付け実施の具体的なご相談に際しては、直接訪問して状況を確認の上お見積りをして、ご要望があれば片付けの実施まで一貫してお受けします。

### 18 一般社団法人 住まい生活支援協会

- 法人指定 : 2019年3月
- 事務所所在地 : 東京都新宿区
- 居住支援業務開始年 : 2017年
- 連絡先 : 03 (6233) 6285
- 対象エリア : 東京都全域（島しょ部を除く）

高齢単身で、一人で不動産会社に行くのが不安、年齢だけで断られる。そのような方のお部屋探しの支援を行います。あらかじめ公正証書遺言の作成や死後事務委任契約を行い、お亡くなりになった後の各種手続きや、葬儀、遺品整理について対応を行います。  
また、入居中の各種相談や見守り機器を活用した安否確認を行い、必要に応じて訪問します。認知症になり自己の判断能力が不十分になった場合に備え、財産管理・任意後見の契約も可能です。入居時だけでなく、入居中や亡くなった後についても安心いただけるサービスを提供しています。

### 19 メイクホーム株式会社

- 法人指定 : 2019年3月
- 事務所所在地 : 東京都足立区
- 居住支援業務開始年 : 2015年
- 連絡先 : 03 (5856) 0557
- 対象エリア : 東京都全域（離島を除く）

メイクグループは、全ての住宅確保要配慮者の方の支援をしております。  
特に、生活保護・障がい者・DV被害者・難病患者・高齢者・片親世帯・外国籍の方のお部屋探し・引越・見守り・死亡時の対応をトータルに行っている会社です。  
自社の要配慮者向けの管理物件も多数所有しており、優先して入居が可能です。また、連帯保証人・緊急連絡先がない方も、緊急連絡先協会に加入することで、賃貸保証会社の審査が可能となります。  
役所・病院・包括支援センター・障がい者施設・保健所と連携を取り、毎日たくさんの相談を受けています。弱者救済・人道支援を目的に設立された企業グループです。

### 20 株式会社KURASHI

- 法人指定 : 2019年6月
- 事務所所在地 : 東京都中央区
- 居住支援業務開始年 : 2015年
- 連絡先 : 03 (3527) 9674
- 対象エリア : 中央区、千代田区、港区、品川区、渋谷区 ■ 居住支援専用連絡先 : 03 (3527) 9874  
目黒区、世田谷区、狛江市、調布市、多摩市、稲城市、町田市

代表者は、「社会福祉士」です。2005年から、「自宅、住まい」にこだわり、「生前・死後」に伴走しています。現在、専門職大学院にて、居住と福祉の実践を研究しています。弊社の特長は、以下の3点です。  
①シニア本舗@サポートの中で、「宅地建物取引業者」としてあらゆるジャンルの「住まい」をご案内できます。  
②その他ご相談・支援にて、権利擁護と意思決定支援に力を入れています。  
③ソーシャルワークから、多職種連携（IPW）に力を入れています。



## 21 NPO法人 介護者サポートネットワークセンター・アラジン

■法人指定：2019年6月  
■事務所所在地：東京都新宿区  
■居住支援業務開始年：2019年  
■連絡先：03 (5368) 1955  
■対象エリア：杉並区、新宿区、中野区、豊島区及び近隣区

2001年の設立時より、地域で孤立しがちな高齢者や家族介護者が、どのように地域とつながりを持てるかというしくみづくりに取り組んでいます。特に地域でピアカウンセリングとしての居場所（会やサロン）やカフェを、地域でのボランティアな支援者の人材育成をしながら立ち上げと運営支援を行い、地域資源づくりとネットワーク形成をしてきました。  
住み替えの相談支援等をする中で、生きづらさや孤立、経済的困難などの課題を抱える方々に、粘り強く寄り添い、生活の支援とともに入居後も孤立することなく地域に溶け込めるよう支援します。

## 22 一般社団法人暮らしサポート・ウィズ

■法人指定：2019年8月  
■事務所所在地：東京都新宿区  
■居住支援業務開始年：2019年  
■連絡先：03 (6233) 8260  
■対象エリア：東京都全域（島しょ部除く）

当法人では社会福祉士や消費生活アドバイザー、キャリアコンサルタント等の資格者による「暮らしの相談ダイヤル」を中心とした相談業務を行っています。日々の暮らしの心配や不安、生きづらさに悩む方々の相談を受けながらその解消につとめてまいりました。相談業務で培ったスキルを活かし、住まいに関する「困りごと」や住まい探しのご相談を電話やメール、面談等で伺います。ご希望を踏まえながら他の居住支援法人や不動産会社と連携しながら情報提供、マッチング、同行支援等を行います。必要な方は行政や福祉団体と連携し、入居後も支援を必要とする方に対しては見守りを行うなど、様々な不安や問題を抱える方々をサポートしていきます。

## 23 NPO法人 東京こうでねいと

■法人指定：2019年9月  
■事務所所在地：東京都町田市  
■居住支援業務開始年：2011年  
■連絡先：042 (708) 1402  
■対象エリア：町田市及び近隣市  
■居住支援専用連絡先：042 (708) 8803

「NPO法人東京こうでねいと」は住まいにお困りの精神障がいをお持ちの方、その他、住まい探しにお困りの方への入居をサポートしております。相談は無料ですので、どうぞお気軽にご相談下さい。  
一人暮らしをする上での相談や悩み事などお聞きすることで、自立に向けてのお手伝いが出来ればと思っています。入居後は「ライフサポーター」による月2回程度の訪問があり、生活相談にも乗っています。

## 24 株式会社エイブレイス

■法人指定：2019年10月  
■事務所所在地：東京都新宿区  
■居住支援業務開始年：2019年  
■連絡先：03 (5287) 5811  
■対象エリア：新宿区、北区

福祉先進国デンマークには「Aging in place」（住み慣れた地域で、自分らしく最期まで）という考え方があります。  
わたしたちエイブレイスは、高齢者やその家族が住み慣れた地域で、自分らしく最期まで暮らせるよう、在宅介護事業や生活支援サービス等の活動を通じて、様々なサポートを行っています。

## 25 株式会社Casa

■法人指定：2019年11月  
■事務所所在地：東京都新宿区  
■居住支援業務開始年：2019年  
■連絡先：03 (6863) 3964  
■対象エリア：東京都全域（島しょ部を除く）

弊社は、高齢、障がい、保証人不在などの理由で居住の継続やご転居で困っているお客様などに対し、賃貸契約が終了するまで伴走して支援いたします。また、賃貸契約に必要な緊急連絡先がご不在の場合も、安否確認を行っている法人などをご提案して、賃貸契約のお手伝いいたします。  
入居後に病気や失業などでお困りの場合は、現状の生活状況を伺い、公的支援制度のご案内、食料支援、就労支援など、ご相談に合わせたサポートをしています。

## 26 ベスト・レギュレーション株式会社

■法人指定：2020年1月  
■事務所所在地：東京都杉並区  
■居住支援業務開始年：2019年  
■連絡先：03 (3382) 6870  
■対象エリア：東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市及び小金井市

高齢者の方を中心に住宅支援を行っています。特に皆様のお部屋探しに力を入れ、自社保有物件、自社管理物件、提携先の保有・管理物件を中心にお部屋をご提供しております。生活の支援をさせていただくことも大変重要ですが、その第一歩はお住まいになるお部屋を探すところから始まるため、自社でご提供できる物件があることを当社の強みとして皆様の支援をさせていただいております。

## 27 NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク

■法人指定：2020年3月  
■事務所所在地：東京都豊島区  
■居住支援業務開始年：2020年  
■連絡先：090 (3519) 3745  
■対象エリア：豊島区  
■居住支援専用連絡先：050 (5490) 1175

当団体は2012年から活動を開始。地域の子どもの地域で見守り育てるために、さまざまな居場所を地域に創出し、ネットワークを構築しています。  
主な事業として、池袋本町プレーパーク、子ども食堂、無料学習支援、ホームスタート、WAKUWAKUホームの運営や入学応援給付金、フードサポートプロジェクトなどを実施。  
それらの強みを生かし、豊島区内で「すまい」にお困りの方（特に子どもを持つ世帯など）への相談と支援を展開していきます。

## 28 一般社団法人包括あんしん協会

■法人指定：2020年3月  
■事務所所在地：東京都豊島区  
■居住支援業務開始年：2020年  
■連絡先：03 (6320) 4057  
■対象エリア：東京都23区

おひとり様・高齢者・一人暮らし高齢者等の要配慮者に対し、安否確認から入院手続、死後の手続までの生涯にわたるトータルサポートの家族代行を行っています。  
【支援内容】  
・要配慮者の住まい相談、物件探し・安否確認（緊急連絡先の引受も行います。）  
・エンディングノート保管  
・入院手続代行・施設探し  
・旅立ちサポート（死後の全ての手続を行います。（遺体引取、葬儀、火葬、埋葬、遺品整理、賃貸契約解約、公共料金解約等の事務手続））

## 29 一般社団法人ウイズタイムハウス

■法人指定：2020年4月  
■事務所所在地：東京都練馬区  
■居住支援業務開始年：2020年  
■連絡先：03 (6670) 7999  
■対象エリア：練馬区及び近隣区市

本法人は2018年5月にオープンした、障害のある人、高齢の人等のためのシェアハウス「ウイズタイムハウス大泉学園」の管理運営をしてきました。その中で、住まいと生活の相談を多く受けてきたことから、2020年に居住支援法人としての指定を受けました。「ウイズタイムハウス大泉学園」を拠点にした定期的なイベントを通じて孤立防止の取り組みをしているほか、社会福祉士等、相談の経験のあるスタッフが、住まいのみならず、福祉事務所への同行や地域包括支援センター等との連携など、福祉的な生活支援、就労支援などもサポートしています。

## 30 一般社団法人コミュニティネットワーク協会

■法人指定：2020年5月  
■事務所所在地：東京都豊島区  
■居住支援業務開始年：2019年  
■連絡先：03 (6256) 0570  
■対象エリア：豊島区

当協会は、阪神淡路大震災の復興の経過を機に支えあいの必要性を感じ、100年（3世代）続くコミュニティと、地域で暮らし続けるための住まいと拠点づくりを目指して設立した法人です。  
協会内の「暮らしと住まいの情報センター」では、専門相談員が生活設計に基づいた暮らしと住まいの相談を電話、面談対応し、具体的な入居に関する相談内容や困りごとを聞き、登録住宅などを紹介します。また、自らセーフティネット住宅を運営し、住宅の情報を提供するとともに、暮らし方の事例などを紹介します。  
地域のニーズに対し、地域資源とネットワークしながら課題解決策をはかり、住まい、コミュニティの拠点、地域で住み続けられる仕組みづくりの活動に取り組んでいます。

### 31 有限会社 アシスト

■法人指定：2020年6月  
 ■事務所所在地：東京都福生市  
 ■居住支援業務開始年：2020年  
 ■連絡先：042 (551) 8711  
 ■対象エリア：東京都内全域

弊社は介護保険サービス事業所（居宅介護支援・訪問介護・通所介護）と、障がい者総合支援法のサービス事業所を併設した居住支援法人です。平成12年から、多くの利用者の方々と携わっています。しかし、介護保険と障がい者総合支援法のサービス提供だけでは、生活の安心が得られません。地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現に向けて、社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員が、住まい探し・見守り・鍵預かり・家電や家財の処分・8050問題などの支援をしています。これら以外、あらゆる支援も行っており、自治体や地域包括支援センターから依頼される案件が多くなりました。訪問して傾聴し、寄り添った支援の必要性を感じています。

### 32 NPO法人エヌフィット

■法人指定：2020年7月  
 ■事務所所在地：東京都中央区  
 ■居住支援業務開始年：2020年  
 ■連絡先：03 (5614) 7370  
 ■対象エリア：中央区及び近隣区  
 ■居住支援専用連絡先：047 (704) 8150

当法人では、これまで中央区と市川市に拠点を構えた福祉事業所です。主に知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者の方々に対して就労支援と生活の自立に向けたサービスを提供しています。その他サービスとしてグループホームの運営や障がい福祉サービスに関する相談窓口としても事業を展開しています。居住支援事業所として我々の障がいに関するノウハウを活かし、障がいをお持ちの方が地域で安心して暮らせる様に支援を行っていきたく思っております。

### 33 株式会社陽使不動産

■法人指定：2020年7月  
 ■事務所所在地：東京都大田区  
 ■居住支援業務開始年：2020年  
 ■連絡先：03 (3734) 6460  
 ■対象エリア：大田区

東京都大田区南蒲田にて地域密着型の不動産会社として創業47年目を迎え創業当時より周辺の町の様子は一変し生活環境は良くなり住みやすくなりました。しかし大田区も人口の高齢化が進み築年数の経過した賃貸住宅の建替えも時代の流れと共に進んできています。その流れの中で建て替えに伴う高齢者または障害者の方々の住まい探しも厳しい状況であります。一方で賃貸住宅の貸主側の立場に立てば高齢者等の方々への入居には様々な心配も懸念されます。そこで不動産業者でもある弊社のような居住支援法人が貸主様、借主様にとって安心して賃貸住宅に入居、または貸付ができるようお手伝いをさせていただきます。

### 34 株式会社ヒューライフコーポレーション

■法人指定：2020年9月  
 ■事務所所在地：東京都羽村市  
 ■居住支援業務開始年：2019年  
 ■連絡先：03 (6801) 8930  
 ■対象エリア：羽村市

株式会社ヒューライフコーポレーションは、令和2年9月8日に居住支援法人として東京都から指定を受けさせていただきました。株式会社ヒューライフコーポレーションは地域の人々、日本の人々、世界の人々が、身体的、精神的、社会的に良好な状態になるウェルビーイングとなる礎を築き「障害者・生活困窮者総合支援企業」通じて目指していきます。その中で居住支援事業として「エルシェアート」という自立型サポートシェアハウスを、東京都の羽村市にオープンさせて、地域包括システムを構築して障害者、高齢者、生活困窮者、難病、若年性認知症、児童養護施設、DV被害者の方々を、入居して頂き、社会で基盤となる居住を支援しているのが株式会社ヒューライフコーポレーションです。今後は、エルシェアート清瀬、エルシェアート籠原をオープンさせ、地域に根差した活動をしていきます。

## 都内の居住支援協議会の紹介

### 千代田区居住支援協議会（平成28年7月設立）

#### ■事業概要

福祉部門が事務局となり、住宅部門と連携して居住支援協議会を運営  
 高度に業務地化が進み、高額家賃という都心区ならではの地域事情を踏まえ、地域包括ケアシステム等を活用した効果的な居住支援策について、不動産関係団体や居住支援団体と連携し協議を実施

#### ■構成員

東洋大学ライフデザイン学部教授  
 (公社) 全日本不動産協会千代田支部  
 (公社) 東京都宅地建物取引業協会千代田中央支部  
 (社福) 千代田区社会福祉協議会  
 千代田区民生・児童委員協議会  
 (公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター  
 千代田区 (保健福祉部：福祉総務課、生活支援課、障害者福祉課、在宅支援課、環境まちづくり部：住宅課、子ども部：児童・家庭支援センター)

### 新宿区居住支援協議会（令和2年2月設立）

#### ■組織概要

住宅確保要配慮者を支援する福祉団体や民間賃貸住宅の供給に係る不動産関係団体、区の住宅部門や福祉部門、子ども家庭部門等の関係部署での情報共有と連携体制の強化を図り、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を進める。

#### ■事業概要

居住支援協議会の構成団体が実施している住まい探しから、入居中や退去時に至るまでの各種支援を紹介する「新宿区居住支援サービスガイドブック」を作成

#### ■構成員

(公社) 東京都宅地建物取引業協会新宿区支部  
 (公社) 全日本不動産協会東京都本部新宿支部  
 (NPO) 日本地主家主協会  
 新宿区民生委員・児童委員協議会  
 ケアマネット新宿  
 新宿区介護サービス事業者連絡協議会  
 高齢者総合相談センター  
 (社福) 新宿区社会福祉事業団  
 (社福) 新宿区社会福祉協議会  
 新宿区障害者団体連絡協議会  
 ホームネット(株)  
 新宿区 (地域振興部：多文化共生推進課、福祉部：地域福祉課、障害者福祉課、地域包括ケア推進課、高齢者支援課、介護保険課、生活福祉課、保護担当課、子ども家庭部：子ども家庭課、男女共同参画課、都市計画部：住宅課)

### 文京区居住支援協議会（平成29年7月設立）

#### ■組織概要

区、不動産関係団体、居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援を推進

#### ■文京区居住支援協議会行動指針の策定（平成31年3月）

区、不動産関係団体、居住支援団体が一体となり居住支援に取り組むために、ワーキンググループでの検討を行いながら、協議会の基本となる指針を策定

#### ■構成員

(一財) 高齢者住宅財団  
 (公社) 東京都宅地建物取引業協会文京区支部  
 (公社) 全日本不動産協会豊島文京支部  
 (NPO) 日本地主家主協会  
 (社福) 文京区社会福祉協議会  
 文京区民生・児童委員協議会  
 (公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター  
 (一社) 賃貸保証機構  
 文京区障害者基幹相談支援センター  
 地域包括支援センター  
 文京区 (福祉部：福祉政策課、高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、子ども家庭部：子育て支援課、都市計画部：住環境課、建築指導課)

## 台東区居住支援協議会（平成31年1月設立）

### ■ 組織概要

区と不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する必要な措置について協議することを目的として設置

### ■ 事業概要

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に向け、情報共有や支援策の検討を行う。  
住宅確保要配慮者に対し、不動産関係団体及び居住支援団体と協力して、住宅探しの相談を行う。

### ■ 構成員

和洋女子大学 名誉教授 聖徳大学 准教授 (公社) 東京都宅地建物取引業協会台東区支部 (公社) 全日本不動産協会東京都本部城東第二支部 台東区民生委員・児童委員協議会	(一社) 賃貸保証機構 (公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター (社福) 台東区社会福祉協議会 台東区（福祉部、都市づくり部）
--	---

## 江東区居住支援協議会（平成23年9月設立）

### ■ お部屋探しサポート事業（平成29年7月～）

平成24年6月から高齢者世帯を対象として、区と不動産関係団体2団体が協定を締結  
区役所の相談窓口で民間賃貸住宅の情報を提供する『高齢者世帯民間賃貸住宅あっせん事業』を実施。平成29年7月からは対象者と相談窓口を拡大して『お部屋探しサポート事業』として実施

#### 相談方法

区役所に相談窓口を開設し、情報提供（毎週火曜日午後、予約制）  
区内協力不動産店で相談し、情報提供（店舗営業時間中いつでも）

#### 対象者

高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯

#### 区の助成制度

契約成立時に一定基準以下の所得の世帯に契約金の一部を助成（家賃の1ヶ月分、上限8万円）  
民間保証会社と保証契約を結んだ際の保証料の一部を助成（保証料の半額、上限2万円）

#### 【相談の流れ】

##### <区役所の場合>

① 電話または区役所窓口で事前予約 → ② 予約した週の火曜日に区役所窓口へ → ③ 申請書を提出して相談

##### <不動産店の場合>

① 区役所窓口で申請書を提出 → ② 申請済証受領 → ③ 申請済証を持って区内の協力不動産店で相談

### ■ 構成員

(公社) 東京都宅地建物取引業協会江東区支部 (公社) 全日本不動産協会東京都本部城東第二支部 東京都住宅供給公社 (独法) 都市再生機構	(社福) 江東区社会福祉協議会 東京都（住宅政策本部住宅企画部） 江東区（福祉部：長寿応援課、地域ケア推進課、障害福祉部：障害者施策課、障害者支援課、生活支援部：保護第一課、こども未来部：子育て支援課、都市整備部：住宅課）
--	---

## 品川区居住支援協議会（令和2年2月設立）

### ■ 組織概要

住宅部門が事務局を担い、福祉部門と連携して居住支援協議会を運営。区と不動産関係団体および居住支援団体が役割分担を行い、貸主と借主をつなげるための支援策の検討を行う。

### ■ セミナー開催やリーフレット作成

住宅セーフティネット制度の概要や先進的な事例を学べるセミナーを不動産事業者および賃貸住宅オーナー向けに実施する。  
また区の住まいに係る事業をまとめて一覧にしたリーフレットの作成を行い、支援事業の周知を行う。

### ■ 入居促進協力金

高齢者、ひとり親、障害者および生活困窮者が区の窓口で住宅あっせんの申込を行い、区が不動産関係団体と連携し具体的な物件情報を提供する。成約時には、オーナーおよび仲介した不動産店に協力金を支払う。

### ■ 構成員

千葉大学名誉教授 (公社) 東京都宅地建物取引業協会品川区支部 (公社) 全日本不動産協会東京都本部城南支部	品川区民生委員協議会 (社福) 品川区社会福祉協議会 (一社) 賃貸保証機構	品川区（福祉計画課、高齢者福祉課、高齢者地域支援課、障害者福祉課、生活福祉課、子ども育成課、子育て応援課、商業・ものづくり課、住宅課）
--	--	---

## 大田区居住支援協議会（令和元年9月設立）

### ■ 組織概要

区の住宅部門及び福祉部門が事務局となり、居住支援協議会を運営  
住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進、不動産店や家主への不安軽減、居住支援に関する啓発活動を実施すること等を目的に、学識経験者、不動産関係団体、居住支援法人等と連携し、情報共有や支援の在り方等について検討を行う。

### ■ 住宅相談

住宅確保要配慮者の相談に応じて助言を行うとともに、不動産関係団体協力のもと、協力不動産店リストを提供



協力不動産店ステッカー

### ■ 住宅確保支援事業

条件を満たす者に対して、下記サービスの加入費及び利用料の一部を助成

- ① 保証会社加入費
- ② 緊急連絡先代行サービス利用（保証会社利用時に記載できる緊急連絡先がない場合に、認定NPO法人を紹介）
- ③ 緊急通報サービス利用
- ④ 入居者死亡保険加入費（残存家財（遺品）の整理、居室内修繕、清掃（原状回復）、空き家になったことによる逸失家賃の損害を補償内容を含むもの）

### ■ 立退き等に伴う転居費用の助成

条件を満たす者に対して、転居先の区内民間賃貸住宅の契約に要する仲介手数料、礼金、権利金の一部を助成

### ■ 居住支援セミナー等の開催

住宅確保要配慮者への理解促進や居住支援協議会の取り組み等を周知するため、関係者や賃貸住宅オーナー・不動産事業者等を対象に開催

### ■ 構成員

日本社会事業大学社会福祉学部准教授 (公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会 (公社) 東京都宅地建物取引業協会大田区支部 (公社) 全日本不動産協会東京都本部城南支部 (一社) 賃貸保証機構	(NPO) 市民福祉団体全国協議会 (社福) 有隣協会 (社福) 大田区社会福祉協議会 (株) 大田まちづくり公社 大田区（まちづくり推進部、福祉部、総務部、観光・国際都市部、健康政策部、こども家庭部）
---	---

## 世田谷区居住支援協議会（平成29年3月設立）

### ■ お部屋探しサポート（平成19年4月～）

高齢者、障害者等に、民間賃貸住宅の空き室情報を提供するサービスを実施

区と不動産関係団体2団体が協定を締結し、各団体から相談員を派遣

### ■ 保証会社紹介制度（平成13年4月～）

高齢者、障害者、ひとり親世帯を対象に実施。保証会社が家主に金銭保証をし、利用者がやむを得ず家賃等を滞納した場合に、保証会社が一時的に立替払いをする制度

### ■ 居住支援セミナーの開催

区内不動産団体等を対象として、区が実施している高齢者の見守り事業や居住支援法人の提供するサービス等について紹介するセミナーを開催

### ■ 世田谷区における居住支援に係る包括連携協定の締結（平成30年9月）

区、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会世田谷区支部、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部世田谷支部、ホームネット株式会社との4者間で、地域における居住支援に関するノウハウやネットワーク等を活用し、連携することにより、高齢者等の民間賃貸住宅への居住支援に関する課題の解決を図ることを目的とする協定を締結した。

### ■ 構成員

(公社) 東京都宅地建物取引業協会世田谷区支部 (公社) 全日本不動産協会東京都本部世田谷支部 (社福) 世田谷区社会福祉協議会 (NPO) 日本地主家主協会	(一財) 世田谷トラストまちづくり 世田谷区（都市整備政策部：居住支援課、住宅管理課、保健福祉政策部：保健福祉政策課、政策経営部：政策企画課、障害福祉部：障害者地域生活課、高齢福祉部：高齢福祉課、介護予防・地域支援課、子ども・若者部：子ども家庭課、世田谷総合支所：地域振興課、北沢総合支所：生活支援課、砧総合支所：保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課）
--	--

## 杉並区居住支援協議会（平成28年11月設立）

### ■ 組織概要

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき設置し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の促進及び民間賃貸住宅の供給の促進に関する必要な措置について協議することにより、杉並区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与する。

### ■ 高齢者等アパートあっせん事業

取壊し、立ち退きの要求、その他の理由で、新たなアパートをお探しの方に、入居支援制度に協力している不動産店の紹介、住宅に関する情報提供

仲介手数料や家賃等債務保証料の一部助成

### ■ 高齢者等入居支援事業

杉並区社会福祉協議会と協定を締結し、高齢者（単身者）や障害者（単身者）が事前に預託金を支払うことにより、葬儀の実施や残存家財等撤去支援を実施。他に、高齢者（単身者）の見守りサービス（無料）がある。

### ■ 高齢者等賃貸住宅改修助成事業

高齢者や障害者が住みやすいように、アパート所有者がアパートのバリアフリー改修を実施した場合、費用の一部を助成し、貸主の経済的な負担を軽減

### ■ 空き家等利活用モデル事業

空き家等に必要改修等を加え、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を必要とする方へ賃貸したいと考えている事業者・空き家等所有者の方々に改修費や事務経費等の一部を助成し、賃貸住宅供給促進を図る。

構成員		
横浜国立大学大学院教授 (公社) 東京都宅地建物取引業協会杉並支部 (公社) 全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部	(公社) 東京都不動産鑑定士協会 (社福) 杉並区社会福祉協議会	(NPO) CBすぎなみプラス 杉並区(都市整備部:住宅課、保健福祉部:管理課)

## 豊島区居住支援協議会（平成24年7月設立）

### ■ 組織概要

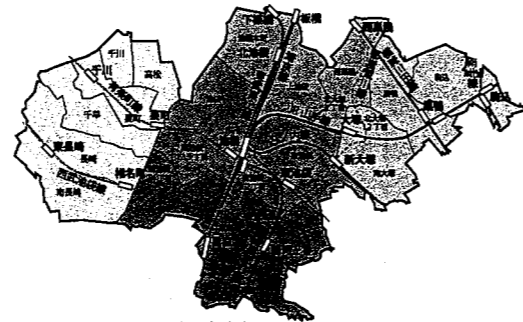
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅等の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の必要な措置について協議することにより、豊島区における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的としている。

### ■ 居住支援団体登録制度の実施（平成28年10月～）

居住支援事業に取り組んでいる団体と広く連携するための団体登録制度。としま居住支援バンクの登録物件への入居あっせん等の活動に対して経費を助成する。住宅確保要配慮者に対する住まいがしの支援、入居の支援、生活の支援、各種相談、その他住まいの確保に係る支援を、豊島区居住支援協議会と協働して行う。

#### 登録団体

- ① NPO法人 コレクティブハウジング社（居住支援法人）
- ② NPO法人 コミュニティランドスケープ
- ③ NPO法人 クローバー
- ④ NPO法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク
- ⑤ NPO法人 リトルワーズ（居住支援法人）
- ⑥ NPO法人 街ごとリノベ開発機構
- ⑦ 一般社団法人 コミュニティネットワーク協会
- ⑧ 一般社団法人 包括あんしん協会
- ⑨ 企業組合労働センター事業団（ワーカーズコープ）



としま居住支援バンク物件情報 MAP

### ■ としま居住支援バンクの運営（平成26年2月～）

住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進や区内の空き家・空き室活用の促進を図るため、住宅確保要配慮者向けの空き家、空き室を登録し、マッチングを実施

### ■ 普及啓発事業の推進

としま居住支援バンク登録促進のため、リーフレット等による情報発信や、不動産店へのヒアリングを実施

構成員		
千葉大学名誉教授 日本女子大学家政学部教授 (株) 住宅・都市問題研究所 (公社) 東京都宅地建物取引業協会 豊島区支部	(一社) 東京都建築士事務所協会 豊島支部 (公社) 全日本不動産協会豊島文京支部 (NPO) としま NPO 推進協議会	(社福) 豊島区民社会福祉協議会 豊島区(保健福祉部:福祉総務課、 障害福祉課、都市整備部:住宅課)

## 北区居住支援協議会（平成31年3月設立）

### ■ 組織概要

区と不動産関係団体、福祉関係団体等が連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた居住支援等について協議を行う。

### ■ 総会、協議会の開催

### ■ 居住支援セミナーの開催（令和元年10月）

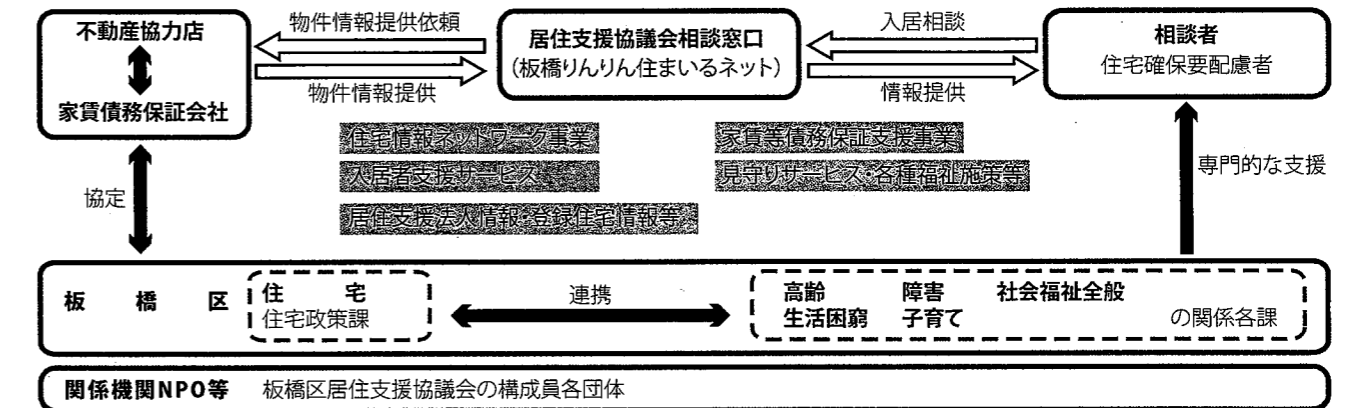
不動産関係団体、福祉関係団体、自治体職員を対象に第1部では「住まいの安全・安心に向けて」「高齢化社会が賃貸市場に与える影響とその対策」についての講演を、第2部では、居住支援に関する相談会を実施

### ■ 北区居住支援協議会Newsの発行

構成員	
(公社) 東京都宅地建物取引業協会北区支部 (公社) 全日本不動産協会 東京都本部 城北支部 北区民生委員児童委員協議会 (社福) 北区社会福祉協議会 (NPO) ピアネット北	(NPO) 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 (NPO) 学生支援ハウスようこそ (公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター 北区(まちづくり部、健康福祉部、教育委員会子ども未来部)

## 板橋区居住支援協議会（平成25年7月設立）

### ■ 組織概要



### ■ 相談窓口「板橋りんりん住まいるネット」の実施

民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等の住宅確保要配慮者に対し、住宅情報の提供や入居の支援をする団体・専門窓口の紹介を行う。

月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

板橋区役所北館5階⑩番窓口

### ■ 総会、実務者会議の開催

居住支援協議会の活動内容等を審議・決定するため総会を開催する。

また、施策検討や情報交換の場として実務者会議を開催する。

### ■ リーフレット、チラシの改訂・配布による啓発

居住支援協議会の活動内容等を広く周知するためのリーフレット・チラシを改訂・配布する。

構成員		
東洋大学教授 板橋区町会連合会 板橋区民生・児童委員協議会 (公社) 東京都宅地建物取引業協会板橋支部 (公社) 全日本不動産協会東京都本部城北支部	(NPO) 日本地主家主協会 東京都住宅供給公社 (公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター (社福) 板橋区社会福祉協議会 (一社) 賃貸保証機構	板橋区(健康生きがい部:長寿社会推進課、おとしより保健福祉センター、 福祉部:管理課、障がい政策課、板橋福祉事務所、子ども家庭部:子ども政策課、都市整備部:住宅政策課)

## 練馬区居住支援協議会（平成31年4月設立）

### ■ 組織概要

区の住宅部門、福祉部門が連携して運営。委員は区、不動産団体、介護事業者団体、社会福祉協議会等から構成。住宅確保要配慮者に関する情報交換および入居支援策の検討を行うことを目的に設置

### ■ 事業概要

令和元年6月に区の事業として開始した「練馬区住まい確保支援事業」（賃貸住宅の空き室情報を提供するサービス）を中心として、高齢者、障害者、ひとり親家庭の入居支援に係る課題について協議を実施

#### ■ 構成員

(公社) 東京都宅地建物取引業協会練馬区支部	障害者地域生活支援センター
(公社) 全日本不動産協会東京都本部練馬支部	地域包括支援センター
練馬区介護サービス事業者連絡協議会	練馬区（住宅課・障害者施策推進課・生活福祉課・高齢者支援課・環境課）
(社福) 練馬区社会福祉協議会	

## 足立区居住支援協議会（令和2年12月設立）

### ■ 組織概要

区と不動産関係団体、居住支援団体等と連携し、民間賃貸住宅への入居を希望する住宅確保要配慮者を対象に円滑な入居の促進に向けて検討を行う

### ■ 事業概要

住宅探しで困っている高齢者等の住宅あっせん及び個別に寄り添って相談を受けることで入居に向けた助言や支援を実施

#### ■ 構成員

弁護士 日本大学教授 足立区介護サービス事業者連絡協議会 (公社) 全日本不動産協会東京都本部城東第一支部 (公社) 東京都宅地建物取引業協会足立区支部	足立区民生・児童委員協議会 (社福) 足立区社会福祉協議会 (一社) 賃貸保証機構	足立区（副区長、福祉部：地域包括ケア推進課、 高齢福祉課、都市建設部：住宅課）
--	---	--

## 葛飾区居住支援協議会（令和元年6月設立）

### ■ 組織概要

不動産関係団体、居住支援団体、区が連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に向け、支援策の検討および情報交換を実施

### ■ 高齢者の民間賃貸住宅への住み替え支援を実施概要

- ・入居相談受付（協力不動産店や居住支援法人への物件照会）
- ・家賃債務保証料の助成
- ・あんしん民間賃貸住宅補償料に係る助成金交付事業

#### ■ 構成員

(公社) 東京都宅地建物取引業協会 葛飾区支部	障害者地域生活支援センター
(公社) 全日本不動産協会 東京都本部 城東第一支部	地域包括支援センター
ホームネット（株）	葛飾区（地域振興部：危機管理課、福祉部 福祉管理課・高齢者支援課・ 地域包括ケア担当課・障害福祉課、葛飾区子育て支援部：子育て支 援課、都市整備部：調整課・住環境整備課）
(社福) 葛飾区社会福祉協議会	

## 江戸川区居住支援協議会（平成30年7月設立）

### ■ 組織概要

不動産関係団体、社会福祉協議会、居住支援法人、区が連携し「江戸川区居住支援協議会」を運営  
住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に向けて居住支援事業を実施し、住まいに関する情報を交換

### ■ 住み替え相談会

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への住み替えを支援する個別相談会を実施(予約制・不動産関係団体が相談員を派遣)。生活相談も適宜行い、区のサービス等を紹介

### ■ 居住支援セミナー

賃貸住宅オーナー・不動産事業者等を対象に、住宅セーフティネット制度普及促進のためのセミナーを開催

### ■ 高齢者の住まい探し

区と協定をしている(公社)東京都宅地建物取引業協会江戸川区支部『熟年者に親切なお店協議会』加盟店の店頭  
にステッカーを掲示し、住まい探しの相談やあっせん等を実施



熟年者に親切なお店  
ステッカー

#### ■ 構成員

(公社) 東京都宅地建物取引業協会 江戸川区支部	江戸川区（福祉部：福祉推進課、介護保険課、障害者福祉課、生活 援護第一課～三課、子ども家庭部：子育て支援課、児童家庭課 健康部：保健予防課、都市開発部：住宅課）
(公社) 全日本不動産協会 東京都本部江戸川支部	
ホームネット（株）	
(社福) 江戸川区社会福祉協議会	

## 八王子市居住支援協議会（平成28年2月設立）

### ■ 居住支援協力店の登録・公開(平成29年4月～)

住宅確保要配慮者の入居の相談に対応する不動産店を「居住支援協力店」として登録し、ホームページで公開

### ■ 住宅確保相談会の開催(平成31年1月～)

住宅確保要配慮者向けに相談会を開催し、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅、居住支援協力店及び  
居住支援サービス等の情報について、不動産事業者及び福祉相談員が住宅確保要配慮者のニーズに  
応じた総合的な情報提供を実施

### ■ リーフレット作成 ⇒協議会及び居住支援に関する情報提供



居住支援協力店  
ステッカー

#### ■ 構成員

(公社) 東京都宅地建物取引業協会八王子支部	(一財) 八王子市まちづくり公社	八王子市（まちなみ整備部：住宅政策課、 市民活動推進部、福祉部：生活自立支 援課）
(社福) 八王子市社会福祉協議会		
(公社) 全日本不動産協会東京都本部多摩南支部	八王子市民生委員児童委員協議会	

## 府中市居住支援協議会（令和2年7月設立）

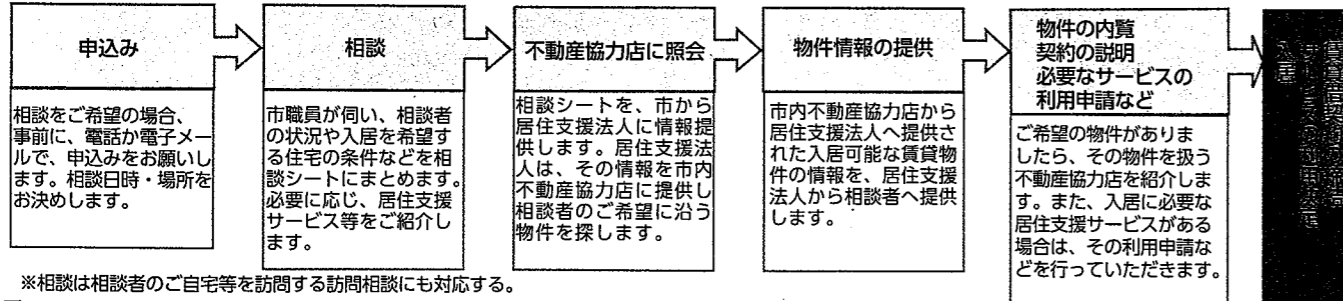
### ■ 組織概要

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、不動産関係団体、居住支援団体、建築関係団体、地方公共団体が連携して、住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する。

### ■ 相談窓口（住宅セーフティネット住まい相談）

府中市居住支援協議会では、住まい探しにお困りの住宅確保要配慮者（高齢者・障害者・子育て世帯・低額所得者の方々など）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための支援策の一つとして、住まい相談の窓口「住宅セーフティネット住まい相談」を随時行っている。

### ＜相談の流れ＞



※相談は相談者のご自宅等を訪問する訪問相談にも対応する。

### ■ 構成員

- |   |   |
|---|---|
| (公社) 東京都宅地建物取引業協会 府中稲城支部<br>(公社) 全日本不動産協会 東京都本部 多摩中央支部<br>(社福) 府中市社会福祉協議会<br>府中市民生委員・児童委員協議会<br>ホームネット(株) | (一社) 東京都建築士事務所協会 南部支部<br>府中市（福祉保健部：地域福祉推進課、生活支援課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課、子ども家庭部：子育て応援課 都市整備部：建築指導課、住宅課） |
|---|---|

## 調布市居住支援協議会＜愛称：すまいサポート調布＞（平成27年12月設立）

### ■ 調布市住まいめくもり相談室の開設（平成29年4月～ ※モデル事業：平成28年7月～29年3月）

住宅確保要配慮者に対する住宅相談の窓口を設置し、住まい探しに関わる相談全般に対応（相談室の業務は、居住支援団体に委託）  
不動産関係団体による物件紹介だけでなく、居住支援団体や市の関連部署による生活支援にも対応（毎週木曜日午後、予約制）



すまいサポート調布 協力店ロゴマーク

### ■ 民間賃貸住宅仲介支援事業（平成29年4月～）

市内の民間賃貸住宅へ転居する際に、協力不動産等事業者の仲介を利用した場合にその費用を助成（上限額 6万4千円）

### ■ 民間賃貸住宅家賃等債務保証支援事業（平成29年4月～）

市内の民間賃貸住宅へ転居する際に、保証人となる方がいないことにより転居先の住宅の確保が困難となっている方に対し、民間保証会社を利用する際の費用を助成（上限額 3万2千円）

### ■ 構成員

- |  |  |  |
|--|--|--|
| (公社) 東京都宅地建物取引業協会調布狹江支部<br>(公社) 全日本不動産協会東京都本部多摩東支部<br>(公社) 東京都住宅供給公社<br>(公財) 日本賃貸住宅管理協会東京都支部 | (社福) 調布市社会福祉協議会<br>調布市地域包括支援センター<br>調布市民生児童委員協議会 | (NPO) 日本地主家主協会<br>調布市（子ども生活部：子ども政策課、子ども家庭課、福祉健康部：生活福祉課、障害福祉課、高齢者支援室、都市整備部：住宅課） |
|--|--|--|

## 町田市居住支援協議会（令和元年5月設立）

### ■ 組織概要

住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を目的とし、住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向に関する情報等を共有するとともに、効果的な居住支援について協議する。

### ■ 居住支援セミナーの開催（令和元年11月18日）

民間賃貸住宅の賃貸人や不動産・福祉事業者を対象とし、学識経験者による基調報告や不動産と福祉の両視点からみた効果的な居住支援についてのセミナー開催及び参加者を含めた関係者同士の交流会を開催

### ■ 構成員

- |  |   |
|--|---|
| 法政大学現代福祉学部教授（会長）<br>(公社) 東京都宅地建物取引業協会町田支部<br>(公社) 全日本不動産協会東京都本部町田支部<br>(社福) 町田市社会福祉協議会 | (公社) 町田市シルバー人材センター<br>(社福) 悠々会<br>町田市（地域福祉部：生活支援課、障がい福祉課、いきいき生活部：高齢者福祉課、子ども生活部：子ども総務課、都市づくり部：住宅課） |
|--|---|

## 日野市居住支援協議会（平成29年3月設立）

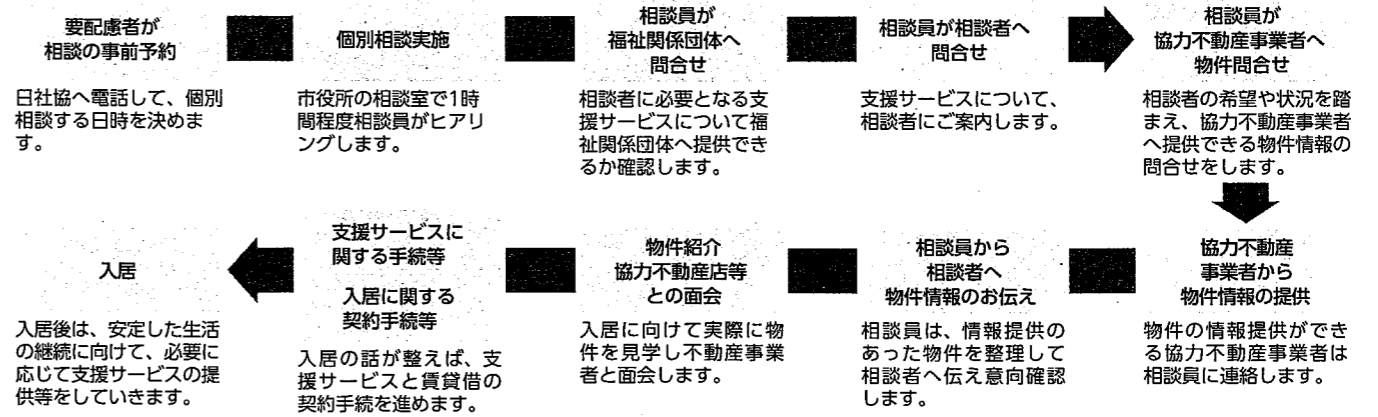
### ■ あんしん住まいる日野（平成30年6月～）

民間賃貸住宅への入居にお困りの高齢者、障害者、低額所得者、ひとり親家庭などの住宅確保要配慮者に対し、専門相談員が相談者の状況を聞き取り、物件の情報と合わせて必要な支援を案内  
・相談業務は日野市社会福祉協議会（日社協）へ委託 ・毎週木曜日 午後 4組 予約制  
・協力不動産店より物件紹介 ・支援サービスの紹介



### ＜相談業務の流れ＞

この相談業務を通じて、要配慮者の方が入居に至るまでの対応の流れの一例です。



### ■ 構成員

- |  |   |  |
|--|---|--|
| 東洋大学ライフデザイン学部教授<br>(社福) 日野市社会福祉協議会<br>(公社) 東京都宅地建物取引業協会南多摩支部<br>(公社) 全日本不動産協会多摩南支部 | 日野市地域包括支援センター<br>(独法) 都市再生機構東日本賃貸住宅本部多摩エリア経営部<br>(NPO) 日本地主家主協会 | 日野市（健康福祉部：セーフティーネットコールセンター、高齢福祉課、生活福祉課、障害福祉課、まちづくり部：都市計画課） |
|--|---|--|

## 狛江市居住支援協議会（令和元年5月設立）

### ■ 組織概要

住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居の促進を図るため、市、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して支援を実施する。

### ■ 住まい探しの相談窓口

高齢者、障がい者、子育て家庭など様々な事情により住まいの確保にお困りの方を対象に、原則毎月第1火曜日に相談窓口を設置しています。不動産関係団体や市内不動産事業者の協力を得て、要望にできるだけ見合う民間賃貸物件とのマッチングを行います。

### ■ 居住支援講演会（勉強会）

令和2年12月中旬に、居住支援に関する勉強会を実施

### ■ パンフレットの作成、配布

令和2年8月に不動産団体向けの居住支援協議会パンフレットを作成。市内協力不動産店等に置いてもらい、市民や大家さん向けに配布

### ■ 構成員

- |  |  |  |
|--|--|--|
| 聖徳大学准教授<br>大妻女子大学教授<br>(公社) 東京都宅地建物取引業協会調布狹江支部<br>(公社) 全日本不動産協会東京都本部多摩東支部<br>(公財) 日本賃貸住宅管理協会東京都支部<br>東京都住宅供給公社 | (独法) 都市再生機構<br>地域包括支援センター<br>狛江市社会福祉協議会<br>狛江市民生委員・児童委員協議会<br>狛江市町会・自治会連合会<br>(NPO) 日本地主家主協会 | 狛江市（福祉保健部：福祉政策課、福祉相談課、高齢障がい課、子ども家庭部：子ども政策課、子ども発達支援課<br>都市建設部：まちづくり推進課） |
|--|--|--|

## 多摩市住替え・居住支援協議会 (平成29年5月設立)

### ■ 組織概要

多摩市住替え・居住支援協議会は、学識経験者、不動産関係団体、居住支援団体、住替え支援団体、多摩市で構成され、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅・公的賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し協議している。また、多摩市ニュータウン再生方針を踏まえ、家族構成やライフスタイルの変化に応じて継続して地域で住み続けられるよう、若者や子育て世帯等の円滑な住み替えの支援、その他必要な措置について協議している。

### ■ 相談事業

市内の公共施設における相談会の開催  
居住支援相談窓口の設置・運営 (令和2年7月～)

### ■ 普及啓発事業

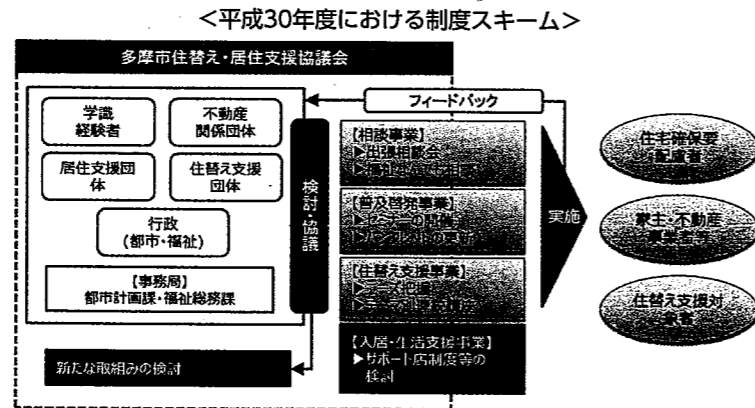
・新たな住宅セーフティネット制度の普及に関し、家主・不動産事業者向けセミナーの実施  
・啓発用パンフレットの更新・送付

### ■ 入居・生活支援事業

・居住支援に関する入居・生活支援サービスの検討など

### ■ 住替え支援事業

・ニーズ把握  
※大学との地域連携プロジェクトによる、子育て世帯等の住まい・住替えニーズの把握など  
・テーマ別連続講座



### ■ 構成員

大妻女子大学教授 (公社) 全日本不動産協会東京都本部多摩南支部 (独法) 都市再生機構  
東京都立大学大学院助教 (一社) 移住・住み替え支援機構協賛事業者 (社福) 多摩市社会福祉協議会  
(公社) 東京都宅地建物取引業協会南多摩支部 東京都住宅供給公社 多摩市(都市整備部都市計画課、健康福祉部福祉総務課)

## 西東京市居住支援協議会 (令和2年7月設立)

### ■ 組織概要

市と不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者における民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた居住支援等について協議を行う。

### ■ 住宅相談窓口の設置

住宅探しでお困りの住宅確保要配慮者からの相談を受け、住宅探しの支援や情報提供を行う。

### ■ 保証委託料・初期費用・少額短期保険料の助成制度

要件を満たす方に対し、上記の費用の一部を助成する。

### ■ 普及啓発事業

啓発用リーフレットの作成・配布予定  
家主・不動産事業者向けのセミナーを実施予定

### ■ サービス付き高齢者向け住宅の情報提供

住宅確保要配慮者のニーズに応じて情報提供を行う。

### ■ 構成員

東洋大学教授 (一社) ささえる手 ホームネット(株) 西東京市(健康福祉部:地域共生課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課 子育て支援部:子育て支援課、子ども家庭支援センター 生活文化スポーツ部:文化振興課、協働コミュニティ課 まちづくり部:住宅課)  
(公社) 賃貸保証機構 (公社) 東京都宅地建物取引業協会北多摩支部 (社福) 西東京市社会福祉協議会  
(公社) 全日本不動産協会東京都本部多摩北支部

## 居住支援に活用できる様々な制度

☆ 賃貸住宅へ入居する際の連帯保証人をお探しの方への支援策

### ● 家賃債務保証制度<(一財)高齢者住宅財団>



高齢者世帯等が賃貸住宅に入居する際に、財団が入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことにより、入居を支援する制度です。

#### 対象住宅

財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定を締結している賃貸住宅

#### 対象世帯

- ◎ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯
- ◎ 住宅セーフティネット法に基づく登録住宅入居者世帯

#### 保証の対象、保証限度額

保証の対象	保証限度額
(1) 滞納家賃 (共益費・管理費を含む)	月額家賃の12ヵ月分に相当する額
(2) 原状回復費用および訴訟費用	月額家賃の9ヵ月分に相当する額

#### 保証料

2年間の保証の場合、月額家賃の35%

☆ 今後の生活に不安を感じている高齢者の方への支援策

### ● あんしん居住制度<(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター>



以下のサービスにより、住み慣れた住宅・住み続けたい地域でのあんしん生活を支える制度です。

(1) 見守りサービス	住宅に設置する「生活リズムセンサー」「緊急通報装置」「携帯用ペンダント」により24時間安否を見守ります。
(2) 葬儀の実施	亡くなった場合に、死亡診断書の提出、火葬(埋葬)許可書の受理及び火葬を行います。
(3) 残存家財の片付け	亡くなった後に、住宅内に残された家財(貴重品以外)の片付けを行います。

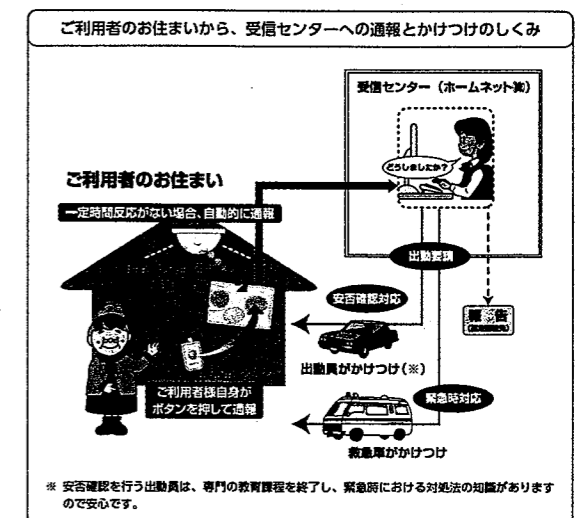
⇒高齢者等とその家族、大家さんなどの不安を解消します。

※ これらのサービスは、単独でも、それぞれのサービスを組み合わせても利用できます。  
※ 料金については、預かり金タイプ(一括払い)のほかに月払いタイプがあります(要件あり)。

#### 見守りサービス

利用者の住まいから、受信センターへの通報と駆け付けの仕組み

※ 安否確認を行う出動員は、専門の教育課程を修了し、緊急時における対処法の知識がありますので安心です。



☆経済的自立と生活の安定を図りたい方への支援策

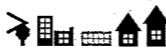
●生活福祉資金の貸付<(社福)東京都社会福祉協議会>



低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に対して、福祉資金等の貸付と必要な相談支援を行っています。  
また、失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う「総合支援資金」があります。「総合支援資金」では、必要に応じ、住宅入居費(敷金、礼金等)なども貸付の対象となります。  
※ 資金の貸付相談、申込みは区市町村社会福祉協議会で行っています。

☆空き家を利活用した居住支援を検討している区市町村の方への支援策

●空き家利活用等区市町村支援事業(平成27年度~)<都(住宅政策本部)>



**目的** 計画的な空き家の利活用等を促進するため、区市町村の取組を支援する。

**補助対象**

- ・空き家の実態調査
- ・空き家の対策計画作成
- ・空き家の改修工事  
対象：地域活性化施設として、所有者等が行う改修等に係る費用
- ・老朽空き家除却等  
対象：跡地を公的に利用する際の老朽空き家の除却などに係る費用等
- ・空き家の相談体制整備  
対象：区市町村が実施する専門家を活用した空き家の相談体制整備のための費用  
空き家の所有者と活用希望者とのマッチングを支援する体制整備のための費用
- ・空き家等対策計画等に基づき、地域特性を踏まえ、創意工夫を活かして区市町村が企画提案する各種空き家対策事業  
例：住宅確保要配慮者向けの住宅として所有者等が行う改修等に係る費用

空き家改修のイメージ

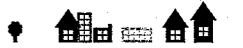


**補助対象事業者** 区市町村

**補助額** 区市町村が負担する額の2分の1(上限あり)

☆高齢者等に対する入居支援、生活支援等を検討している区市町村への支援策

●生活支援付すまい確保事業<都(福祉保健局)>



**事業概要**

住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援協議会等を活用して、すまいの確保と見守り等生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援します。

**[実施主体]** 区市町村(社会福祉法人、民間団体等に委託又は助成して実施することができる。)

**[都補助額]** 区市町村当たり800万円

**[事業期間]** 平成27年度~(令和元年度以降は地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施)

**<<事業内容>>**

- 空き家・空き室などを活用した低廉な住宅の情報提供及び入居支援
- 入居者への安否確認などの生活支援の継続実施
- 対象者：一定の支援があれば自立生活が可能な高齢者(60歳以上)など
- 住宅：昭和56年6月以降に着工した建築物で、消防法等に適合し、床面積が原則16㎡以上  
住宅セーフティネット制度における登録住宅に該当しない住宅
- 住宅改修及び設備改修：空き家・空き室の状況に応じて一戸当たり100万円まで

☆民間賃貸住宅への入居支援等を行っている居住支援法人への支援策

●共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業  
(居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業)  
<国(国土交通省)> ※令和2年12月時点

**「居住支援法人」の活動に対する国の補助**

**【対象の事業】**

■住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に資する事業で、事業の実施に十分な体制が確保されている居住支援法人によるもの

※事業内容(次の①の項目の実施が必須。②、③は任意。④は加算項目。このほか、特定加算項目があります。)

- ①入居前の相談(相談窓口や訪問等による相談対応や、不動産店等への同行、緊急連絡先の確保等)
- ②入居中の居住支援(訪問等による見守りサービスや、緊急時の駆けつけ対応、生活相談や就労支援等)
- ③死亡・退去時に支援(死後事務委任、家財、遺品の整理や処分等)
- ④地域の居住支援ネットワーク形成を目的としたセミナー・勉強会等の開催・参加

**【補助金の範囲】**

■事業の計画の遂行に必要な経費等

**【補助金額】**


■1法人につき単年度あたり1,000万円を限度に補助(補助率10/10)

ただし、外国人の入居の円滑化に係る活動を行う場合は1,200万円

\*以上、居住支援活動推進事業室の「令和2年度共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業 応募要領(住宅確保要配慮者居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業)」による。



● 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業

(居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業)  
 <国(国土交通省)> ※令和2年12月時点 

「居住支援協議会」の活動に対する国の補助

【対象の事業】

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に資する事業
- ※事業内容(都道府県居住支援協議会は①～③、区市町村居住支援協議会は①及び③が必須)
- ※協議会設立に向けた準備に係る取組を提案事業とされる場合、必須の補助要件はありません。
- ①部局間や協議会構成員及び関係団体等との連携を図る取組
- ②区市町村単位の協議会設立促進等に向けた取組
- ③新たな住宅セーフティネット制度や協議会活動の周知・普及、セーフティネット住宅の登録促進に係る取組
- ④入居前の支援(相談窓口の運営や、不動産店等への同行等、入居者の居住支援を行う団体の支援)
- ⑤入居中の居住支援(訪問等による見守りサービスや、緊急時の駆けつけ対応、生活相談や就労支援等)
- ⑥外国人の入居を円滑に進めるための取組
- ⑦その他、要配慮者の支援に関する取組
- ⑧協議会設立に向けた準備に係る取組

【補助金の範囲】

- 事業の計画の遂行に必要な経費等

【補助金額】

- 一の協議会につき単年度当たり1,000万円を限度
- ただし、外国人の入居の円滑化に係る活動を行う場合は1,200万円
- \*以上、居住支援活動推進事業室の「令和2年度共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業 応募要領(住宅確保要配慮者居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業)」による。

国の補助の対象にならない場合は……  
 (上記「必須活動」を行わない場合等)

● 区市町村居住支援協議会活動支援補助金

<都(住宅政策本部)> ※令和2年12月時点 

「居住支援協議会」の活動に対する都の補助

【対象の事業】

- 区市町村居住支援協議会の設立年度を含む3年間に行われるもの(国庫補助金の対象となるものを除く。)
- ※ただし、令和2年度末までに設立した協議会に限る。

【補助金の範囲】

- 区市町村居住支援協議会が行うセミナー・研修会の開催、パンフレットの作成、住宅確保要配慮者の需要調査、その他広報・普及啓発に資する活動に対する区市町村の補助(交付金の対象となるものを除く。)
- 区市町村居住支援協議会が行う上記の活動(区市町村による補助を区市町村居住支援協議会が受ける場合、交付金の対象となるものを除く。)

【補助金額】

- 補助対象事業に要する費用の額の2分の1又は100万円のいずれか低い額(ただし、人件費は除く。)

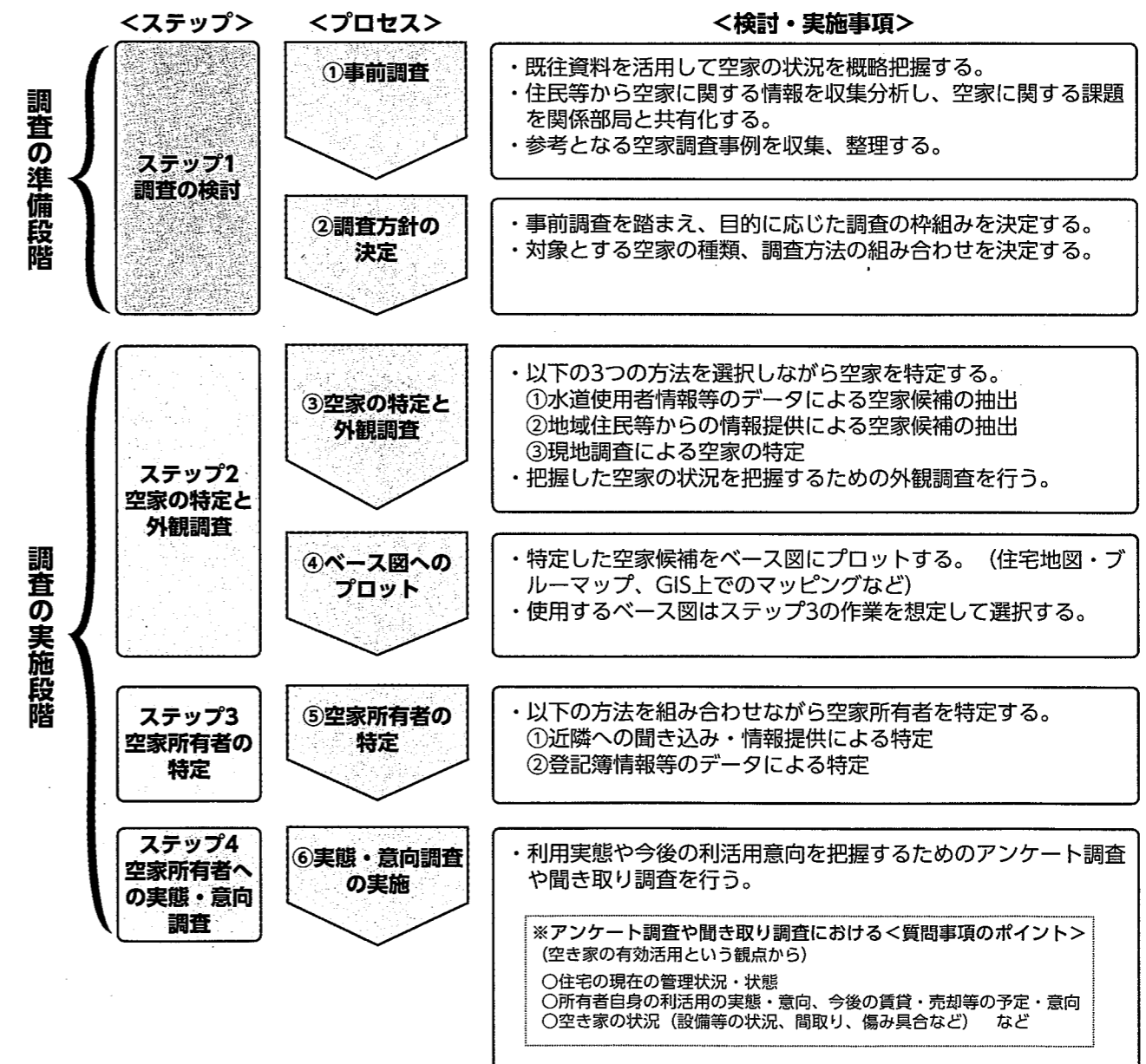
空き家の状況を調べて、活用できないか検討しよう!

住宅確保要配慮者向けの住宅を確保するためには、要配慮者の入居を拒まない住宅の情報提供などの入居支援のための仕組み作りに加え、要配慮者向けの住宅として利活用が可能な住宅の掘り起こしも重要です。

現在、都内には、世帯数を1割以上上回る戸数の住宅があり、空き家数は引き続き増加している中で、これらを地域の資源と考え、住宅確保要配慮者向けの住宅として利活用していくことは、居住支援活動を行う際の一つの大きなツールとなり得ます。

空き家の活用には先立ち、空き家の実態調査を実施し、空き家の状況や所有者の意向等を把握することにより、地域内で活用可能な住宅の有無を把握することも一つの方法です。

空き家実態調査の標準的な実施手順 【調査の準備から実施までの流れ】



「地方公共団体における空き家調査の手引き」(国土交通省住宅局)より作成

実際に、個々の空き家を活用する際には、建築基準法等関係法令への適合性などに関する確認が必要になります。

## 「地方公共団体における空家調査の手引き」の構成

はじめに

- 1 手引書の目的と位置づけ
- 2 本手引書における空家の定義

### 第1章 空家調査のパターン

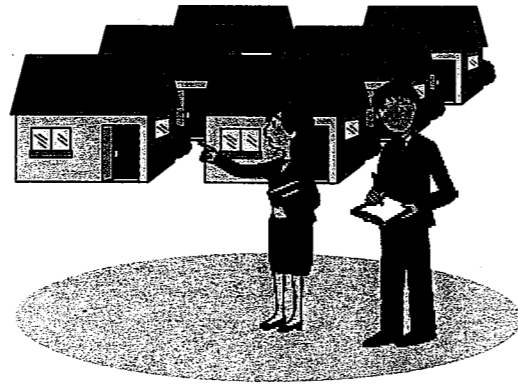
- 1-1 空家調査の目的に応じたパターン
- 1-2 空家調査の方法

### 第2章 空家調査の実施手順と各段階におけるポイント

- 2-1 空家調査の進め方
- 2-2 各ステップにおける空家調査の実施手順

### 第3章 空家調査実施事例

- 1 空家の総合的な把握を目的とした調査の実施例
- 2 空家ストックの有効活用を目的とした調査の実施例
- 3 空家に係る問題解決を目的とした調査の実施例



## 空き家所有者情報の外部提供に関するガイドラインについて (平成30年6月8日公表)

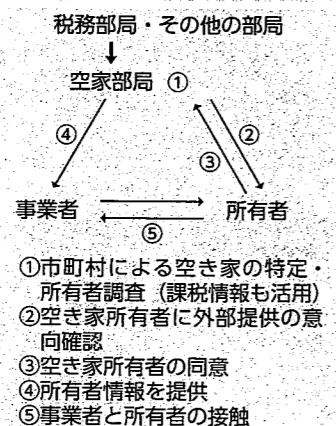
- 空き家の利活用の促進を図る上で、宅地建物取引業者等の民間事業者等との連携が重要
- 市町村が空き家所有者情報を民間事業者等に提供するための法的な整理や、空き家所有者情報の収集・同意取得の留意点等の運用方法、先進的な取組事例等を内容とするガイドライン(試案(平成29年3月公表)を拡充したもの)を策定・公表

### 1. 法的な整理

- 空家特措法により、課税情報等を空き家対策のために市町村内部で利用できるようになった。当該情報を基に空き家所有者本人への接触も可能。
- 所有者本人の同意が得られれば、課税情報を含む空き家所有者情報を民間事業者等に提供することが可能であり、個人情報保護条例、地方税法及び地方公務員法に抵触しない。

### 2. 空き家所有者情報の提供に関する運用の仕組み

#### 空き家所有者情報の外部提供スキーム(イメージ)



■ 空き家の特定等(左記①)に活用されている情報  
固定資産税課税情報/不動産登記情報/住民票記載情報/水道閉栓情報/自治会等からの情報/死亡届等

■ 同意取得(左記③)に当たっての留意事項

- (1) 同意取得の相手方: 所有者
- (2) 同意取得の内容:
  - ① 情報の提供先  
例: ○○協会△△支部及び所属事業者
  - ② 提供先における利用目的
  - ③ 提供される情報の内容  
例: 氏名、連絡先、利活用の意向、物件情報等
- (3) 同意取得の方法: 書面が望ましい

■ 所有者情報の提供(左記④)に当たっての留意事項

- 市町村による民間事業者の登録制度市町村と事業者団体との協定等が考えられる(市町村が積極的に関与)
- 苦情対応やトラブル防止に配慮した仕組みづくりが重要

### 3. 市町村における先進的な取組

- 市町村の先進的な取組事例を、スキーム図や実際に使用している同意書の書式等とともに紹介。

(資料)「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドラインについて」(国土交通省住宅局)

## 【参考】都内の現状・関連法令など

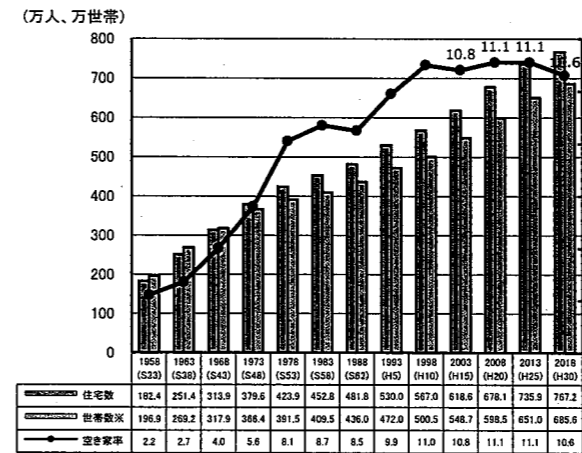


### ● 東京の住宅ストックや入居選別の状況

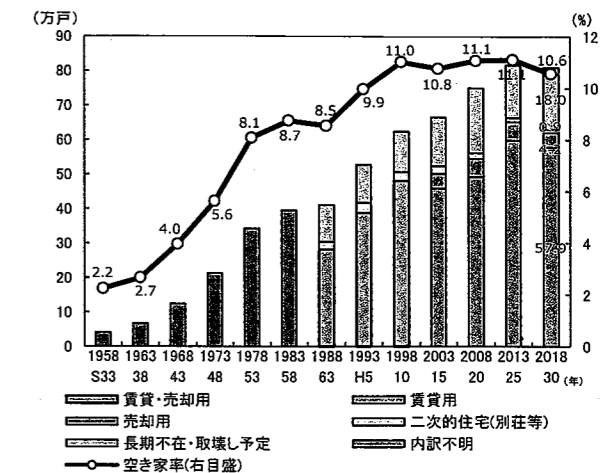


- 平成30年において住宅ストック数は約767万戸、総世帯数は約686万世帯となっています。
- 空き家数は約81万戸で、空き家率は平成10年からほぼ横ばいです。

#### 住宅ストック数、世帯数、空き家率の推移(東京都)



#### 空き家数の推移(東京都)

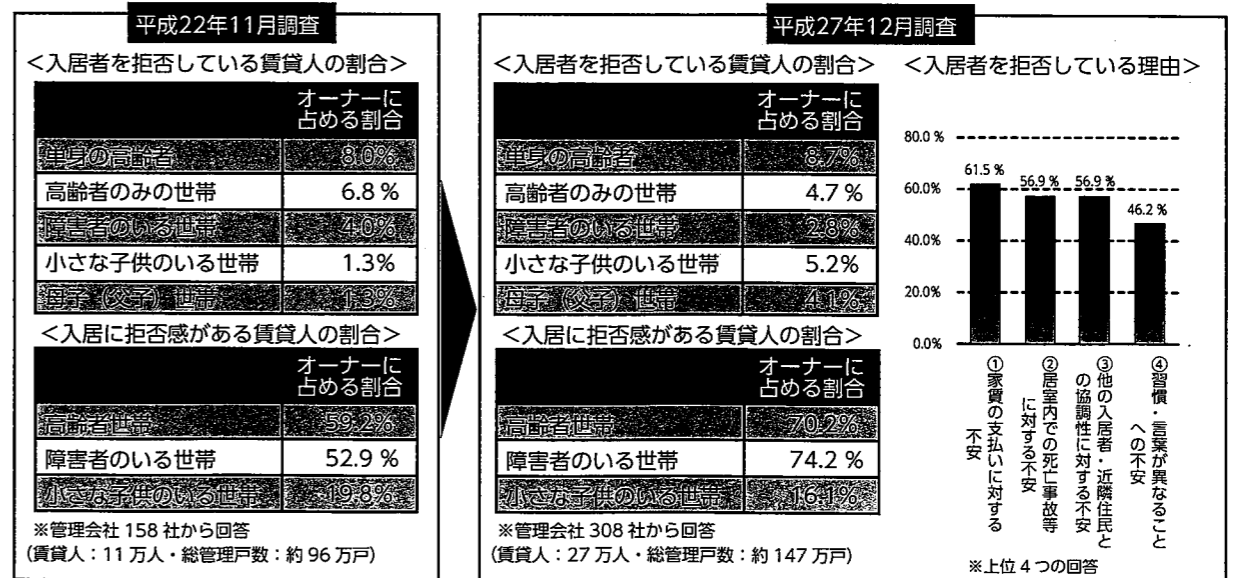


(資料)「平成30年住宅・土地統計調査」(総務省)

- 高齢者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者に対する入居選別は、平成22年11月調査と比較しても、改善が見られない。

→ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅へ円滑に入居するためには、家主の家賃の支払い等に関する不安を軽減し、入居選別が行われない環境を整備する必要がある。

### 民間賃貸住宅における入居選別の状況(全国)



(資料)「住宅確保要配慮者の居住支援の充実に向けたガイドブック」(安心居住政策研究会(平成28年4月8日・国土交通省))

## ● 関連法令の紹介：障害者差別解消法及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

### 法令の概要

「障害者差別解消法」は、障害のある人もない人も相互に尊重し合い、共に生きる社会を目指し、行政機関及び民間事業者に対し「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。不動産業関係の事業者は、国土交通省が作成した「対応指針（ガイドライン）」に基づいて、適切に対応することが求められます。

また、都は、社会全体で障害者への理解を深め、差別を無くす取組を一層推進するため、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を制定しました。

### 都条例のポイント

#### (1) 合理的配慮の提供の義務化

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、都条例では、差別解消の取組を一層進めるため、義務としています。

	障害者差別解消法		都条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務	義務

#### (2) 紛争解決の仕組みの整備

新たに調整委員会を設け、相談支援を行っても解決が見込めない事案について、あっせんを行います。また、あっせんによっても解決しない場合、勧告・公表を行うことができます。

#### (3) 広域支援相談員の設置

東京都に広域支援相談員を設置し、障害者差別に関する相談を、障害者や民間事業者などから受け付けます。

### 具体例（不動産業関係） ※これに限られるものではありません。

#### 【不当な差別的取扱い】

- ・物件一覧表に「障害者不可」と記載する。
- ・物件広告に「障害者お断り」として入居者募集を行う。

#### 【合理的配慮の提供】

- ・障害者の求めに応じ、バリアフリー物件等、障害者が不便と感じる部分に対応している物件があるかを確認する。
- ・障害者が物件を探す際、最寄り駅から物件までの道のりを一緒に歩いて確認する。

(資料)「障害者差別解消法に基づく対応指針」(国土交通省)

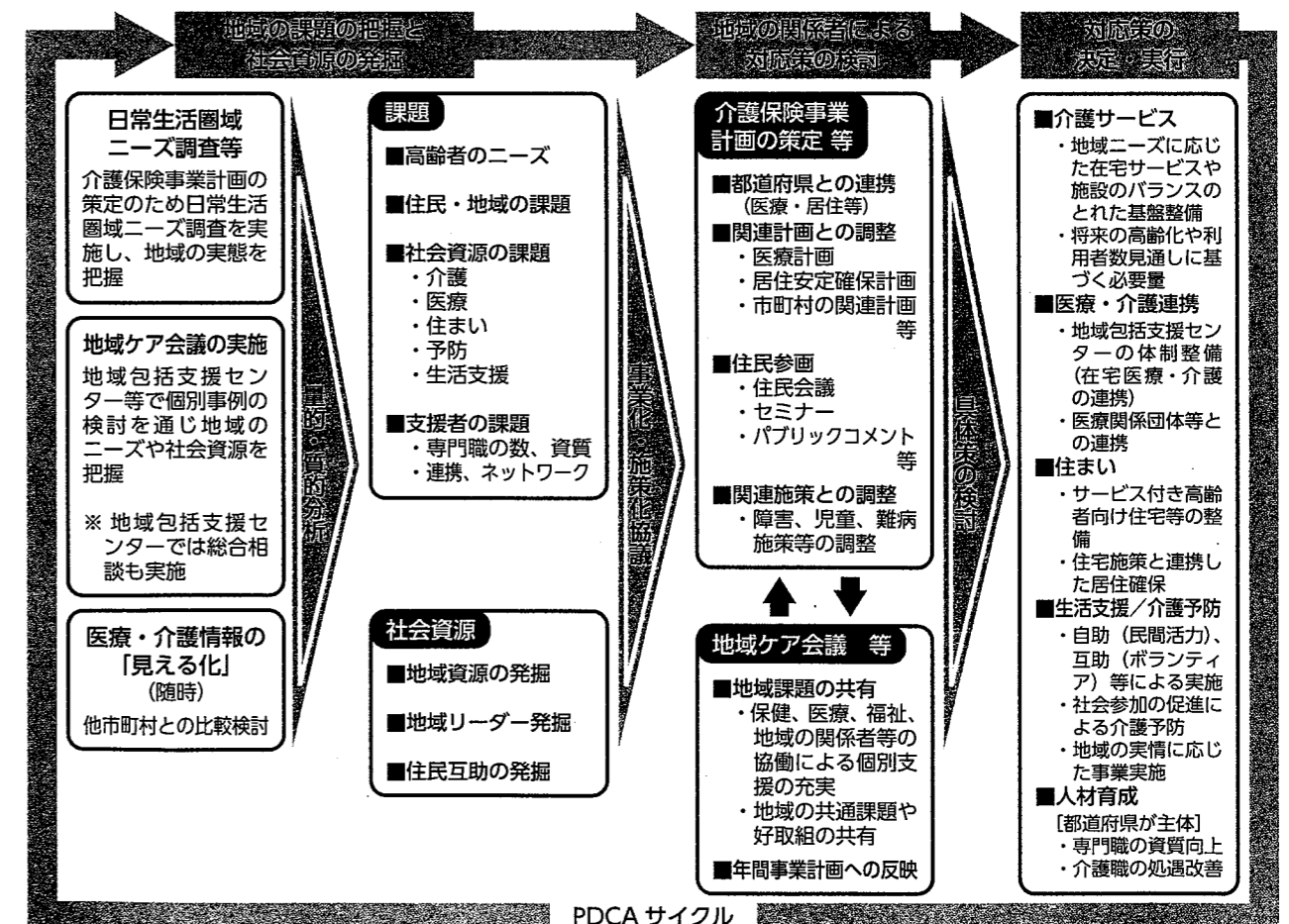
## ● 関連制度の紹介：地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。



(資料)「東京都高齢者保健福祉計画 (平成30年度～平成32年度)」より作成

### 市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス (概念図)



(資料)「地域包括ケアシステム (厚生労働省)」より作成

